

一般社団法人 浜松市歯科医師会
における障がい者歯科保健医療へ
の取り組み

一般社団法人浜松市歯科医師会
特殊歯科専門部会

代表者 村上 祐介

氣賀 康彦

渋谷 光広

藤本 雅清

柴木 利明

石川 昭

平松 英樹

志村 延亮

牛田 健次郎

清水 久彦

村口 優行

太田 千恵

可知 直剛

鈴木 一

衛藤 耕太郎

森 克彦

加藤 猛

山口 勝史

金子 美緒

高田 昌恒

瀧川 雄介

森 康一郎

廻 敬幸

竹下 育男

才川 隆弘

目 次

【目 的】

【活動内容・実績】

I：浜松市歯科医師会の活動

- 1)アンケート調査の実施
- 2)基礎（学術）研修
 - ①障がい者歯科研修
- 3)アドバンスド（臨床実地）研修
 - ①障がい者歯科診療施設（病院歯科）見学研修
 - ②特殊歯科診療連携推進研修
- 4)会員間の交流
 - ①障がい者歯科協力歯科医院連携連絡会

II：施設における啓発活動

- 1)障がい者施設歯科健診
- 2)障がい者施設職員・学校職員等への健康教育
- 3)障がい者歯科啓発用パンフレットの作成

III：対外的な取り組み・活動

- 1)障がい者歯科連絡調整会議
- 2)病診連絡シンポジウムの開催

【考 察】

【謝 辞】

【文 献】

【目的】

浜松市の人口は平成 20 年をピークに減少傾向に転じ、平成 29 年では 806,407 人となった。障がい者手帳所持者は 38,266 人であり、人口に対する障がい者手帳所持者の占める割合（対人口比）は平成 25 年に 4.48%であったのが、年々増加し、平成 29 年には 4.75%となった。中でも療育手帳および精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 25 年から平成 29 年の 4 年間で 21.2%、29%とそれぞれ増加している。障がいには、個々の特異的な問題が付随することから、それに対しての適切な対応が必要となるため、障がいのある人の口腔や歯の健康を守っていくためには、歯科保健医療を担う歯科医師を中心とする医療従事者はもとより、障がいのある人、その保護者や介護者も様々な配慮が必要となる²⁾。

障がいのある人すべてが、歯科保健指導や歯科診療を行う上での歯科的障がい者と成り得るわけではないが、障がい者歯科診療を行う上では、障がいの特性に配慮した対応が求められる。日本障害者歯科学会では、障がい者歯科の対象を以下の理由により地域の歯科医院で上手に、安全に診療を受けられない人としている。①知的な遅れや自閉症などのために、歯の痛みを訴えられなかったり、治療の必要性を理解できないため、協力的に受診できない人、②身体の不自由や過度の緊張から、治療を受ける適切な姿勢をとることが困難な人、③てんかんや高血圧症や糖尿病など他の病気や、内服薬の副作用のため、安全に受診できない人、④ムセや極度の嘔吐反射があつたり、歯科診療に極度の恐怖感を持つため、受診できない人、⑤安全に、食べ物を口から食べる、飲み込むことが困難な人(嚥下障害、誤嚥性肺炎の危険性あり)である。

このような症例に対してもノーマライゼーションの理念に基づき、健康はままつ²¹⁾の考え方に謳われた、かかりつけ歯科医を持つ、歯や口の健康を保つ日常生活を送る、歯や口の健康づくりに関する正しい知識を持つ、歯や口のセルフケアを実践するといった市民のあるべき姿を実現できるよう、歯科保健医療が行われる必要がある。平成 25 年 9 月の障害者基本計画では、「身近な歯科診療所での受診体制の充実と、定期的に歯科検診を受けること等または歯科医療を受けることが困難な障害者に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組みを進めるとともに、障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成するための取組を促進する」とされている⁴⁾。

浜松市歯科医師会（以下歯科医師会）では、障がい者歯科医療環境の充実のために地域医療の最前線にいる歯科診療所が、かかりつけ歯科医として患者に接していけるように障がい者歯科協力医院制度を平成 7 年 12 月より発足した⁵⁾。この制度では、行政（浜松市口腔保健医療センター、以下口腔保健センター）、市内の高次医療機関（浜松医療センター等）の協力を得て、歯科診療所を後方支援してもらうことにより、地域の障がい者歯科協力歯科医院（以下協力医）が障がい者歯科医療の第一線に立って患者を受け入れる体制となっている。平成 30 年において協力医は 104 人であり、障がいのある人が身近な歯科診療所で受診できるよう、また協力医での診療が困難な場合には、口腔保健センターや高次医療機関と医療連携をとることで、地域医療連携の推進と地域完結型歯科医療の実現を目指している。

しかし、過去2回の障がい者歯科協力歯科医院アンケート調査では、後方支援を行う高次医療機関との病診連携は推進されているが、協力医同士の診診連携体制が必ずしも十分でないといった結果や自院へ障がいのある人が訪れたことがないので障がい者歯科診療に自信がないといった結果が判明している。これまでも、障がい者歯科研修や障がい者歯科診療施設（病院歯科）の見学研修等の臨床実施研修、障がい者歯科専門医招聘による後方支援体制の強化といった障がい者歯科診療の資質向上に資する研修体制を充実させてきた。また、障がい者施設歯科健診による歯科疾患の早期発見、低年齢からのかかりつけ歯科医を持ち、歯科疾患の重症化予防の重要性を伝える障がい者歯科啓発活動を行ってきた。

今回、浜松市歯科医師会のやってきた障がい者歯科保健医療活動状況について、最近のトピックスを中心に報告する。

【活動内容・実績】

活動内容は以下の通りである。また、活動実績は、可読性を鑑み、添付資料にまとめた。

I：浜松市歯科医師会の活動（会員への啓発事業、治療知識技術のレベルアップ、会員相互の協力体制の構築を目的として実施）

1) 障がい者歯科協力歯科医院アンケート（以下協力医アンケート）調査（別紙資料1）

障がい者歯科保健事業の改善を図るため、これまでも数回のアンケート調査を実施してきたが、今回は直近の平成28年度の協力医アンケート調査を報告する。その内容は、それ以前のアンケート調査が単に協力医登録の意思確認を問うだけのものではあったのに対し、さらに踏み込んで障がい者歯科協力医院の施設概要や診療体制の詳細などの設問を加え、可及的に協力医の診療体制を把握するよう配慮したものである。

アンケート結果を分析することにより、研修会の形態や高次医療機関との協力体制など歯科医師会会員のニーズを探ることができた。

2) 基礎（学術）研修

①障がい者歯科研修（別紙資料2）

歯科的障がいは約5%存在し、そのうち約6~7割は抑制具、開口器等の簡単な設備、器具があれば一般歯科医院でも治療できると言われている⁹⁾。しかし、過去の協力医アンケート調査において、約2割の協力医が障がい者歯科治療に自信がないという結果が判明している。そのため、障がい者歯科治療の成否の鍵を握る歯科衛生士をはじめとするスタッフを主たる対象とし、また、障がい者歯科治療に携わっている、あるいは今後携わろうという気持ちのある歯科医の不安解消を目的として基礎実習を含んだより実践的、かつ基本理念を確認できる障がい者歯科研修会（平成27年度から平成30年度）を開催した。その際、地域医療連携の推進と地域完結型歯科医療の実現を目指し、歯科医師、歯科衛生士、行政職、関係団体代表より講師選定を行い、各研修会終了後には、障がい者歯科

研修会アンケート（以下研修会アンケート）調査を実施した。

3)アドバンスド（臨床実地）研修

①障がい者歯科診療施設（病院歯科）見学研修（別紙資料3）

過去の協力医アンケート調査において、協力医のうち約2割の会員において障がい者歯科治療に自信がない、また、約9割が紹介先を有するとの回答に対し、実際には高次医療機関にあまり紹介していないという結果が判明している。これらの事実を踏まえ、協力医により実践的なイメージを掴んでもらう意味で会員、会員診療所スタッフを対象として、市内4医療機関、市外1医療機関の障がい者歯科外来を有する病院歯科等において障がい者歯科診療施設（病院歯科）見学研修を実施し、より多くの協力医の不安解消、スキルアップを図り、さらには、今後それぞれの施設への紹介、あるいは逆紹介といった地域医療連携の契機となるべく事業を実施した。

②特殊歯科診療連携推進研修（別紙資料4）

協力医をはじめとする会員および会員診療所スタッフに障がい者歯科医療の実践的なイメージを掴んでもらう意味で、さらには、地域で障がい者歯科医療を担う協力医を育成する目的で、平成28年度より県補助金事業として特殊歯科診療連携推進事業（県内保健医療圏域ごとの障がい者歯科診療臨床施設研修、以下特殊歯科研修）を天竜厚生会、口腔保健センターにおいて実施した。

平成29年度実施の際には、浜松市健康増進課、歯科医師会で構成する特殊歯科運営協議会を開設し、特殊歯科診療連携推進研修手引きを作成し、運営指針とした。

4)会員間の交流

①障がい者歯科協力歯科医院連携連絡会（別紙資料5）

協力医がお互いを仲間として認識し、何を感じ、考え、悩んでいるのか分かり合える関係を作り、また、仲間の輪の拡大を目的とした交流会として障がい者歯科協力歯科医院連携連絡会（平成27年度から平成30年度、以下連携連絡会）を開催した。決められたテーマについて協力医、スタッフの間でグループディスカッションを行った。

II：施設における啓発活動

1)障がい者施設歯科健診（別紙資料6）

障がい者歯科診療の経験豊富な協力医だけでなく、経験が乏しい協力医も施設利用者の「障がい」を理解する場としての意義をとどめながら、また歯科疾患の早期発見による重症化予防、低年齢からのかかりつけ歯科医への定期受診の啓発に努めながら浜松市に協力し、約70施設/年において歯科健診を実施した（平成25年度から平成29年度）。平成30年度障がい者施設歯科健診（以下施設健診）実施予定および施設健診実績および総合判定（平成25年度から平成29年度）は別添資料6-2に記載の通りである。

2)障がい者施設職員・学校職員等への歯科健康教育（別紙資料 7-1）

歯科医師会に依頼のあった障がい者施設、特別支援学校において障がい者施設職員・学校職員等への歯科健康教育を行い、また、行政の歯科健康教育活動に同行した。

3)障がい者歯科啓発用リーフレットの作成（別紙資料 7-2）

浜松市浜松手をつなぐ育成会の協力の下、障がい者歯科啓発用リーフレット 5,000 部を作成し、会員診療所、障がい者関係団体、特別支援学校等へ配布した。

Ⅲ：対外的な取り組み・活動

1)浜松市障がい者歯科連絡調整会議（別紙資料 8）

口腔保健センターの患者を協力医に逆紹介する経緯の中で、歯科医師会、県西部医療センター（現：浜松医療センター）、口腔保健センター出席の下、平成 8 年度第 2 回浜松市口腔保健医療センター運営委員会（現：浜松市歯科保健推進会議）にはかり、この会議を開催することとなった。平成 9 年より歯科医師会、浜松医療センター、静岡県歯科衛生士会西部支部(平成 10 年～)、障害保健福祉課(平成 11 年～)、口腔保健センターの間で障がい者歯科に関して、様々な情報交換や協力医、施設健診に関すること等の調整を行うことになり、外来障がい者歯科診療および全身麻酔下集中歯科治療受診の手引きを作成するなど浜松市障がい者歯科保健医療システム（別添その他参考資料）の円滑な推進に貢献した。

2) 病診連絡シンポジウムの開催（別紙資料 9）

地域歯科医療の推進さらには質の向上のために地域の歯科診療所と高次医療機関である病院歯科との連携は極めて重要である。平成 28 年度病診連絡シンポジウム地域の歯科診療所と高次医療機関である病院歯科のお互いの顔が見える関係を作り、地域医療の連携推進に繋がるよう、病院歯科における近況や組織改変等の説明後、会員から要望の多い質問に対し、病院歯科の先生方によるディスカッションを行った。

【考 察】

文部科学省の調査⁹⁾によれば、全国の公立小中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち、発達障がいの可能性のある小中学生が 6.5%であり、40 人学級であれば 1 クラスにつき 2～3 人の割合に存在することになる。しかし、ほとんどの歯科医院には、発達障がいの可能性のある児童が本当の病状を認識されないまま歯科受診している可能性が高いと思われる。最近ではテレビ番組でも取り上げられてきているが、歯科医師に対しても積極的に啓発してゆく必要がある。

「百聞は一見に如かず」の諺ではないが、座学をいくら聞いても実際に触れてみないとわ

からないことは沢山ある。障がいのある人が歯科受診した際に、以前は診療拒否される事例報告があったが、最近では「診てはもらっているが、なかなか治療が進まない」、「ずっと定期健診の受診をしていたにもかかわらず、重症化するまで放置されていた」といった話を耳にすることが増加している。「障がいのある人が行き場を失う状況をつくらない」ことを目指し取り組んでいる歯科医は多いのだが、障がいのある患者を継続的に診ているのに、技量を超えた部分まで抱え込んでしまい、重症化するまで表面化しないためと推測される。

そのため近年では、歯科用診療台や模擬患者を使った実習形式の基礎（学術）研修会を実施しているが、アンケート結果ではかなりの高評価を得ている。障がいのある人が診療拒否されないように、また地域協力医での診療が困難な場合には、口腔保健センターや高次医療機関と医療連携をとることで、地域医療連携の推進と地域完結型歯科医療が実現できるように、研修会等を通じて必要な知識や技術を伝えていく必要がある。

「障害」「障がい」「障碍」等表記や「しょうがい」という呼称にとらわれず、目の前の困った人を助けるということは、医療従事者としての基本的な心構えである。アンケート調査を実施し、その結果を分析することで、会員およびその診療所スタッフの意向を把握し、医療介護連携も見据えた的確な事業計画策定が可能となる。また、社会的ニーズや障がい者関係団体等の意見も参考にしながら、資質向上に資する研修体制の充実や人材育成も進めてゆきたいと考えている。

今回の報告で強調しておきたいことは、対内的、対外的に関係者の声を聞き、活動の方向を修正進化させてきたことであり、我々の創意工夫した点であると考えている。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がい者歯科医療に地道かつ継続的に取り組む姿勢をもって、寄り添っていく歯科医師会でありたいと考えているし、そうなれるよう粉骨砕身努力してゆく所存である。

【謝 辞】

本活動にご協力頂いた本会の全会員に深謝します。

また、朝日大学の関係者各位、浜松市役所、口腔保健センター等行政の関係者各位、障がい者施設の関係者各位、高次医療機関の関係者各位にも深謝いたします。

本報告書に関して、開示すべき利益相反はない。

【文 献】

- 1) 浜松市、第3次浜松市障がい者計画、2018。
- 2) 日本障害者歯科学会編、スペシャルニーズデンティストリー障害者歯科、第2版、東京：医歯薬出版；2017、2-19
- 3) 浜松市、健康はままつ21、2013。

- 4) 池田正一. 障害者歯科医療に連携医療を！—身近なところで受けられる歯科医療を：神奈川県への対応から—. 障歯誌. 2018 ; 39 : 81-88.
- 5) 河合啓司, 平松英樹, 大庭誠介・他. 障害者歯科臨床ガイドンス改訂版. 浜松：社団法人浜松市歯科医師会特殊歯科保健部；2002. 1-25.
- 6) 鈴木克美, 大庭誠介, 建部透・他. 障害者歯科臨床ガイドンス. 浜松：浜松市歯科医師会情報調査部；1995. 1-18.
- 7) 井川利幸, 森本達也, 木村賢太・他. 障害者歯科施設研修の手引き. 静岡：静岡県歯科医師会障害者歯科保健委員会；2008. 1-12.
- 8) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課. 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果.
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2012/12/10/1328729_01.pdf

障がい者歯科協力歯科医院アンケート調査票

(設問2～4の結果は浜歯ホームページにおける情報公開を検討しています。設問1、5は非公開実態調査用です。)

設問1～5の当てはまるものに○、又は直接ご記入をお願い致します。

1. 障がい者歯科協力歯科医になる気持ちはありますか。(市民非公開実態調査用)

(ある ・ 気持ちはあるが自信がない ・ ない)

2. 基本情報 (市民への情報公開対象)

診療所名			
協力医氏名	(男・女)		
住 所	〒 -	浜松市 区	
電 話	053 - -	FAX	053 - -
診療所ホームページアドレス			

3. 診療対応時間・内容について (市民への情報公開対象)

標榜診療科名	歯科 ・ 小児歯科 ・ 矯正歯科 ・ 歯科口腔外科							
診療日・時間 (休診は×を記入)		月	火	水	木	金	土	日
	午前	: ~	: ~	: ~	: ~	: ~	: ~	: ~
	午後	: ~	: ~	: ~	: ~	: ~	: ~	: ~
予約について (自由記載)								
待ち時間、診療時間 への配慮	事前予約時に配慮する ・ 配慮しない							
心身障がい者(児)等が来院しての 歯科診療の対応	<input type="checkbox"/> 障害の程度や処置内容が軽度の場合のみ対応							
	<input type="checkbox"/> 障害の程度や処置内容に応じて対応							
	<input type="checkbox"/> 障害の程度や処置内容が困難でも対応							
	<input type="checkbox"/> その他 ()							
心身障がい者(児)に対する訪問 診療への対応	<input type="checkbox"/> 障害の程度や処置内容が軽度の場合のみ対応							
	<input type="checkbox"/> 障害の程度や処置内容に応じて対応							
	<input type="checkbox"/> 障害の程度や処置内容が困難でも対応							
	<input type="checkbox"/> その他 ()							
診療に対する特記事項 (自由記載)								

4. 診療所設備等について (市民への情報公開対象)

診療室の場所	1階 ・ 2階 ・ 3階 ・ その他 ()
2階以上の場合は エレベーターの有無	あり ・ なし

車イス用院外スロープの有無	あり ・ なし (スタッフで介助できる ・ スタッフで介助できない)
院内の段差の有無	あり ・ なし (スタッフで介助できる ・ スタッフで介助できない)
ユニットへの移乗	可能 (スタッフで介助できる) ・ 不可能 (スタッフで介助できない)
駐車場の有無	障がい者用駐車場あり ・ 通常の駐車場あり ・ なし
駐車場からの移動方法 (自由記載)	
トイレの状況	車イスのまま入れるトイレ ・ 洋式トイレ ・ 和式トイレ ・ なし
その他、診療所設備に関する特記事項 (自由記載)	

5. 診療全般について (市民非公開実態調査用)

所有する診療器具	開口器(バイトブロック) ・ 抑制具 (レストレーナー ・ ベルト) ・ 絵カード	
実施している 行動調整法	薬物による行動調整法	笑気吸入鎮静法 ・ 静脈内鎮静法
	心理的手法による行動調整法	TSD法 ・ 10カウント法 ・ 系統的脱感作法 ・
		モデリング ・ ボイスコントロール ・
		その他 ()
障がいのある患者数(概ね1か月の診療実人数)	0人 ・ 1～5人 ・ 6～10人 ・ 11人以上	
障がいのある患者の定期的な受診割合(リコール率)	10%以下 ・ 11～50% ・ 51%以上	
障がいのある患者の紹介先の有無	なし ・ あり [浜松医療センター ・ 浜松医大 ・ 天竜厚生会 ・ 聖隷浜松病院 ・ 十全記念病院 ・ 浜松赤十字病院 ・ 浜松市口腔保健医療センター ・ その他 ()]	
他院からの障がいのある患者の受入れ	できる ・ 気持ちはあるが自信がない ・ できない	
本調査票結果の浜松市口腔保健医療センターとの情報共有	同意する ・ 同意しない ・ その他 ()	
設問2～4に関する情報の浜歯ホームページへの公開	賛成 ・ 反対 ・ その他 ()	
障がい者施設歯科健診医の依頼(*2)	引き受ける ・ 引き受けない ・ わからない ・ その他 ()	
平成28年から実施している障がい者歯科協力歯科医院連携連絡会について	知っている ・ 知らない ・ その他 ()	
平成28年から実施している障がい者歯科診療施設見学研修について	知っている ・ 知らない ・ その他 ()	

(*2) 障がい者施設歯科健診医・・・浜松市より協力依頼のあった市内約70の知的、身体障害者(児)施設において年1回、1施設2～3名で歯科健診します。正会員・準会員、部・専門部会または委員会の所属および所属経験の有無、障がい者歯科協力医登録の有無は問いませんが、障がい者歯科医療活動に取り組み、障がい者歯科研修会への積極的な参加をお願いしています。また、開設場所あるいは住居と当該施設が近くなるよう配慮しています。

障がい者歯科協力歯科医院に対するアンケート調査結果（平成28年度）

【緒言】

浜松市歯科医師会では、障がい者歯科医療環境の充実のために地域医療の最前線にいる歯科診療所が、かかりつけ歯科医として患者に接していけるように「障がい者歯科協力医院制度」を実施している。この制度の現在の状態を把握し、今後の浜松市歯科医師会のとるべき方策を考えるために、これまで数回のアンケート調査を行っているが、重複する部分もあるため、今回は直近の調査結果を報告する。

【資料と方法】

歯科医師会全会員にアンケート用紙を配布し、記入後回収し、データをパーソナルコンピュータに入力し、分析した。実施したアンケート調査は、以下の項目である。

項目	目的
1)障がい者歯科診療情報の共有の可否	ホームページや印刷物などで、市民に対して情報提供や情報発信することの可否を問う
2)障がい者歯科協力医であるか、どうか	障がい者歯科協力医で「あるか、ないか」の中から選択
3)協力医になる気持ちの有無	現在協力医でなくても、将来的に協力医になる可能性の有無を問う
4)待ち時間への配慮	障がい者患者さんのために、余裕のある診療時間がとれるかどうか
5)どの程度の歯科診療まで対応可能か	障害の程度で受け入れが可能であるかどうか、「軽度のみ、程度・内容による、困難でも可、その他」の中から選択
6)障がい者・児に対する訪問診療	障害の程度で受け入れが可能であるかどうか、「軽度のみ、程度・内容による、困難でも可、その他」の中から選択
7)歯科診療室の場所	「1F、2F以上（エレベーター有り）、2F以上（エレベーター無し）」の中から選択
8)設備（複数回答可）	「院外スロープ、院内段差無し、駐車場、車椅子用トイレ、抑制具有り」の中から選択
9)薬物による行動調整法（複数回答可）	「静脈内鎮静法、笑気吸入鎮静法」の中から選択
10)1ヶ月の診療実人数（人）	「0、1～5、6～10、11人以上」の中から選択
11)リコール率	「10%以下、11～50%、51%以上」の中から選

	択
12) 自院で診られない場合の紹介先(複数回答可)	「浜松医療センター、浜松医大、天竜厚生会、聖隷浜松、協立十全、浜松赤十字、浜松市口腔保健医療センター、その他、無し」の中から選択
13) 他院からの患者受入れが可能かどうか	「可能、気持ち有るが自信なし、不可能」の中から選択
14) 障がい者歯科協力医の年齢	会員名簿により障がい者歯科協力医を 30 歳代、40 歳代、50 歳代、60 歳代以上の 4 区分に分類

【結果と考察】

アンケートは、浜松市歯科医師会会員 397 人に対し 112 枚が回収され、回収率は 28.2%であった。この数字は低率であり、関心度の低さを表していると思われる。高齢者歯科診療は、障がい者歯科診療と内容的に類似する部分が多く、身近な診療対象であるから、今少し関心を持つように啓発してゆく必要があると考える。

1) 障がい者歯科診療情報の共有の可否

アンケート回答者 112 名中 87 人 (77.7%) が同意。情報提供の必要性は大多数の回答者が理解しているようである。ホームページや印刷物を通して、市民への情報提供を進めていきたい。

2) アンケート回答者は障がい者歯科協力医に登録しているか

障がい者歯科協力医に登録済みの歯科医は 69 人 (61.6%) であった。アンケート回答者の約 6 割が協力医という結果であるが、歯科医師会全体から見ると、17.1%となる。障がい者歯科協力医の実数は少ないことがわかる。

3) 協力医になる気持ちの有無

登録の意思ありは、87 人 (77.7%)、意思無しは 21 人 (18.8%)、未記入が 4 人 (3.6%) であった。現在の登録歯科医師数が増える可能性を示す結果である。

4) 待ち時間への配慮

アンケート回答者 94 人 (83.9%) が配慮していた。障がい者歯科診療においては、他の患者の診察時間が重ならないようするなどして障がい者患者のみに集中できるように、診療時間を工夫する歯科医師が多いようである。

5) どの程度の歯科診療まで対応可能か

障がいの程度	施設数
障がいの程度や処置内容が軽度の場合のみ対応	26 (28.6%)
障がいの程度や処置内容に応じて対応	51 (56.0%)
障がいの程度や処置内容が困難でも対応	14 (15.4%)

協力医の中である程度のレベルまでの対応が可能な施設は 65 施設(71.4%)であり、障がい者歯科協力医において高率ではあるが、「軽度の場合のみ対応」の約 3 割の協力医に対する底上げの対策が必要である。

6) 障がい者・児に対する訪問診療

訪問診療	施設数
障がいの程度や処置内容が軽度の場合のみ対応	28 (30.8%)
障がいの程度や処置内容に応じて対応	37 (40.1%)
障がいの程度や処置内容が困難でも対応	5 (5.5%)
その他・未記入	19 (20.9%)

歯科院内での処置の場合、十分な設備環境とスタッフが確保できるが、訪問歯科診療では安全確保も含め、それが容易ではない。ある程度のレベルまでの対応が可能な施設は 42 施設(46.2%)あるが、今後増加するであろう社会的ニーズに備え、在宅重症心身障がい者・児に対応できる協力医の養成が急務である。

7) 歯科診療室の場所

歯科診療室の場所	施設数
1 F	84 (92.3%)
2 F以上 (エレベーター有り)	2 (2.2%)
2 F以上 (エレベーター無し)	5 (5.5%)

9割以上の診療室が1階であった。障がい者にやさしい立地条件である。この結果は望ましいことである。

8) 設備(複数回答可)

設 備	施設数
院外スロープ	64
院内段差無し	47
駐車場あり	91
車椅子用トイレ	18

抑制具有り	17
-------	----

車椅子で来院される場合、まず駐車場があり、診療室内へのスロープが完備し、院内段差無しが理想的である。歯科医院側の自主的な対応も必要であると思うが、行政による施設整備に対する補助も望むところである。

9) 薬物による行動調整法(複数回答可)

薬物による行動調整法	施設数
静脈内鎮静法が可能な施設	2 (2.2%)
笑気吸入鎮静法が可能な施設	14 (15.4%)
どちらも実施していない	75 (82.4%)

薬物による行動調整法を実施していない施設が 8 割以上を占める。薬物による鎮静方法は、暴れたり、恐怖心の強い患者さんには有効な手段ではあるが、専用の機器やバイタルの状態をモニターする人員が必要となり、一般歯科医院では対応が難しいのが現実である。

10) 1ヶ月の診療実人数

患者数	施設数
0	25 (20.8%)
1～5 人	48 (65.3%)
6～10 人	5 (4.2%)
11 人以上	9 (9.7%)
未記入	4 (4.4%)

1ヶ月の障がい者歯科診療患者数が 5 人以下の施設が 8 割以上を占め、1ヶ月に 6 人以上来院する施設はわずか 14%である。一部の診療所に障がい者患者が集中することで疲弊を招く事態が生じないように、今後対策を講じる必要がある。

11) リコール率

リコール率	施設数
10%以下	47 (51.6%)
10%～50%	12 (13.2%)
50%以上	20 (22.0%)
未記入	12 (13.2%)

リコール、つまり治療後のメンテナンス(新たな「う蝕」が発生しないようにするためのケア)実施率が 10%以下である施設は、半数以上を占めていた。治療終了後に新たな「う蝕」が発生しないようにするためにも定期的なメンテナンスは重要である。治療後のアフターケアが実施できるように、システムの構築を考えなくてはならない。

12) 自院で診られない場合の紹介先(複数回答可)

紹介先	施設数
浜松医療センター・歯科口腔外科	56
浜松医大・歯科口腔外科	14
天竜厚生会	8
聖隷浜松病院・歯科口腔外科	7
協立十全病院	2
浜松赤十字病院・歯科口腔外科	2
浜松市口腔保健医療センター	23
その他	3
紹介先無し	10

浜松医療センター・歯科口腔外科への紹介が 56 施設と最も多い。地域拠点病院であり、開放型病院のため、一般歯科医にとって紹介しやすいのかも知れない。また、浜松市障がい者歯科保健医療システムのコントロール機能を担う浜松市口腔保健医療センターへの紹介が 23 施設と 2 番目に多い。紹介先のない協力医も 10 施設あるが、難症例においては、技量を超えた部分まで抱え込んでしまい、重症化させるよりも、計画的に高次医療機関に紹介することが重要である。

13) 障がいのある患者の他院からの患者受入れ

障がいのある患者の受け入れの意志	施設数
可能	26 (28.6%)
気持ちは有るが自信なし	36 (39.6%)
不可能	24 (26.4%)
未記入	5 (5.5%)

障がい者歯科協力医のうち、約 7 割で受け入れ可能となっているが、約 4 割の人が受け入れる気持ちは有るが自信なしと回答している。病診連携における逆紹介や診診連携において受け入れ可能な施設が増えるように検討が必要である。

14) 障がい者歯科協力医の年齢構成

年 齢	協力医数
60 歳以上	30 (33.0%)
50 歳代	34 (37.4%)
40 歳代	23 (25.3%)
30 歳代	4 (4.4%)

50 歳以上の協力医は 64 人であり、約 7 割を占める。この数字は、50 歳未満の比較的若い世代の協力医が少ないことを意味する。若い世代の歯科医への啓発活動の必要性を感じる。

これらを念頭に置いた上で研修会等を企画し、活動する必要がある。

【まとめ】

障がい者歯科診療に対し、設備的には整っているにも関わらず、診療に向かう姿勢としては消極的であり、できれば避けて通りたいと考える歯科医が多いように思われる。また、障がい者歯科協力医の人数は少なく、年齢構成は高いので、若い世代の協力医を育成するように努めてゆく必要がある。発達障がいなどの対応が難しい症例、治療技術や知識など経験値が問題になるような症例、一般患者と分離したい症例等が障がい者歯科治療においては問題点となっているのがアンケート結果からも垣間見える。

歯科医師会としては、上記のアンケート結果を考慮して、講演会や実技指導などの研修会を企画運営し、安全で確実な障がい者歯科医療を実践できるように努力してゆかねばならない。また、行政においては、必要な障がい者情報（障がい者数等の状況）提供や障がい者歯科啓発活動に関し、更なる連携協力を望みたい。

障害のある人には、歯科疾患が重症化しないよう重点的、定期的な予防処置を講じる必要があるが、予防処置は健康保険適用範囲ではないため、公衆衛生的な考えを持って行政による資金的、人的な協力を願いたい。

障がい者歯科研修会実績

研修会		①	②	③	④	⑤
		平成27年度第4回例会(地域歯科保健医療部研修会)	平成27年度障がい者歯科研修会	第2回障がい者歯科研修会	第3回障がい者歯科研修会	第4回障がい者歯科研修会
開催日		平成27年11月26日(木)	平成28年1月31日(日)	平成28年8月28日(日)	平成29年8月6日(日)	平成30年8月5日(日)
参加者数 (人)	歯科医師	77	42	45	40	46
	スタッフ	16	24	54	31	20
	合計	93	66	99	71	66
アンケート	回収枚数(枚)	—	45	61	47	36
	回収率(%)	—	68.1	61.6	66.2	54.5
講演1	演題	地域で診る障がい者歯科～配慮が必要な人たちを地域で診るためには～	みんなができる、みんなできで取り組む障がい者歯科	～歯科衛生士さんに学ぶ～ 障がい者歯科医療現場における歯科衛生士の役割	～歯科衛生士さんに学ぶ～ (続)障がい者歯科医療現場における歯科衛生士の役割	発達障がい児の歯科治療時の注意点とその対応
	講師	静岡県障がい者歯科保健センター 服部清先生	静岡県立こども病院 歯科科長 加藤光剛先生	静岡県立こども病院 歯科 歯科衛生士 松浦 芳子先生	静岡県立こども病院 歯科 歯科衛生士 松浦 芳子先生	朝日大学歯学部口腔病態医療学講座障がい者歯科学分野教授 玄 景華先生
講演2	演題	医療分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針	障がいのある人や保護者からみた望ましい歯科医院	地域で診る障がい者歯科		
	講師	浜松市障害保健福祉課 課長補佐 河村等様	浜松市 浜松手をつなぐ育成会 会長 小出 隆司様	静岡県障がい者歯科保健センター 所長 服部 清先生		
講演3	演題		浜松医療センター 特殊歯科外来(障がい者歯科)の現状			
	講師		浜松医療センター 歯科口腔外科医長 舘島 桂子先生			
その他	演題		浜松市口腔保健医療センターからお知らせ	浜松市口腔保健医療センターからお知らせ		浜松市口腔保健医療センターからお知らせ
	講師		浜松市口腔保健医療センター 所長 石川 昭先生	浜松市口腔保健医療センター 所長 三部 俊博先生		浜松市口腔保健医療センター 所長 伊藤 梓先生



アンケート記入のお願い

障がい者歯科研修会に、ご来場いただき、誠にありがとうございました。
今後の参考とさせていただきたくアンケートへのご記入をお願いします。
☑でお答えください。

*ご記入者

性別 男 女

年齢 10代 20代 30代 40代 50代 60代以上

職業 歯科医師 (障がい者歯科協力医 協力医以外) 歯科衛生士
その他 ()

所属 浜松市歯科医師会 浜松市近隣歯科医師会 その他

1. 講演の感想は？

参考になった まあまあ参考になった あまり参考にならなかった
 その他 ()

2. 連携連絡会の感想は？

参考になった まあまあ参考になった あまり参考にならなかった
 その他 ()

3. 障がい者歯科診療見学研修について

できれば参加してみたい 今のところ参加の意思はない 知らない
 その他 ()

4. 口腔保健センターにおける特殊歯科研修について

できれば参加してみたい 今のところ参加の意思はない 知らない
 その他 ()

5. 今後の企画について期待する事 (複数回答可)

講演会 模擬実習 障がい者歯科診療見学研修 障がい者歯科
協力医院交流 歯科衛生士・スタッフ向け講演会
 その他 ()

6. 参考になった点、その他ご意見等ありましたらご記入ください

()

ご協力ありがとうございました。

第4回障がい者歯科研修会アンケート結果

平成30年8月5日(日)に朝日大学歯学部口腔病態医療学講座障害者歯科学分野の玄景華教授をお招きして、「発達障がい児の歯科治療時の注意点とその対応」について、ご講演いただいた。講演終了後に、協力医同士の診診連携体制確立を目的として連携連絡会を開催し、各歯科診療所での障がい者への対応における工夫などを参加者でディスカッションした。最後に、アンケート調査を実施したので、その結果を報告する。

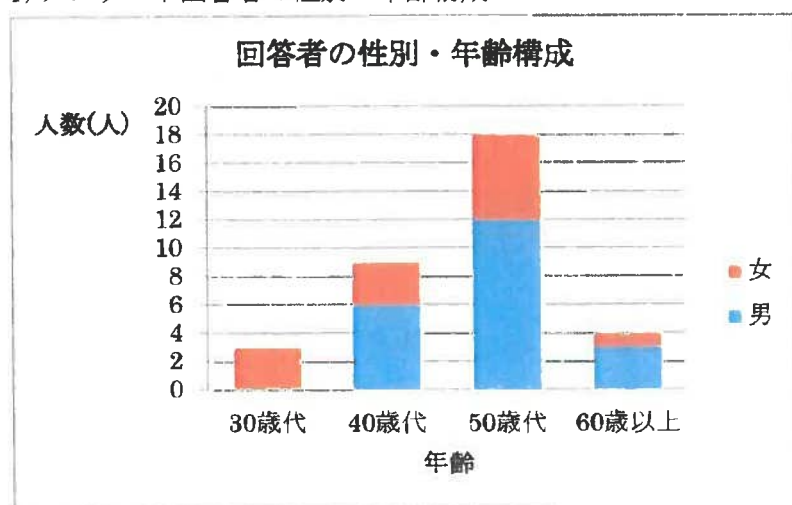
調査項目は以下の通りである。

項目	選択肢
1)回答者の情報	性別、年齢、職種（歯科医師、歯科衛生士、歯科助手）、所属
2)講演内容についての感想	参考になった、あまり参考にならなかった、参考にならなかった、どちらでもないから選択
3)連携連絡会についての感想	参考になった、あまり参考にならなかった、参考にならなかった、どちらでもないから選択
4)障がい者歯科診療見学研修について	できれば参加してみたい、今のところ参加の意思はない、知らなかった、その他から選択
5)口腔保健センターにおける特殊歯科研修について	できれば参加してみたい、今のところ参加の意思はない、知らなかった、その他から選択
6)今後の企画に期待すること（複数回答可）	講演会、模擬演習、診療見学、協力医院交流、歯科衛生士・スタッフ向け講演会、その他から選択

【結果と考察】

講習会、連携連絡会に参加したのは、66人（歯科医師46人、診療所スタッフ20人）であり、アンケートに協力していただいたのは、36人であった（回収率、54.5%）。

1)アンケート回答者の性別・年齢構成



歯科医師は40歳以下、歯科衛生士は30歳以下の参加が少ないことがわかる。これからの時代を担う若い世代の歯科医師、歯科衛生士の参加が望まれる。そのための工夫を凝らした対応の必要性を感じる。

歯科医師24人のうち17人が障がい者歯科協力医、歯科医院スタッフの参加15人中、歯科衛生士は11人であった。所属は浜松市歯科医師会から19人、他郡市歯科医師会から12人であり、障がい者歯科保健医療に興味を持つ人たちの底辺が広いことがわかった。

2) 講演内容についての感想

評価	人数(人)
参考になった	31
あまり参考にならなかった	5
参考にならなかった	0
どちらでもない	0

概ね好評という評価であるが、ニーズを探るべくアンケート以外の方法も取り入れていく必要があると考える。今回の講師は、特殊歯科研修の指導医でもあるため、口腔保健センターでの特殊歯科研修の様子を動画で紹介するなど臨場感にあふれるものであった。今後は、視覚的、聴覚的効果をさらに取り入れた講演会を検討していきたい。

3) 連携連絡会についての感想

評価	人数(人)
参考になった	31
あまり参考にならなかった	3
参考にならなかった	1
どちらでもない	0
未回答	1

患者を一人で抱え込まないように、また各歯科医院での工夫などを意見交換をする場であり、顔の見える関係づくり、仲間の輪を広げる交流会として概ね好評であった。障がい者歯科診療の経験豊富な協力医だけでなく、経験が乏しい協力医も「障がい」を理解する場として、また、悩みや疑問を解消する場としても期待される。

4) 障がい者歯科診療見学研修について

評価	人数(人)
できれば参加してみたい	23
今のところ参加の意思はない	5
知らなかった	0
その他	6
未回答	2

浜松医療センター、天竜厚生会、聖隷おおぞら療育センター、口腔保健センター、県立静岡こども病院において、障がい児・者の診療見学をするシステムであるが、アンケート結果では参加希望者が多いものの、過去6回の申し込み状況は芳しくない。周知されていないきらいがあるので、活用されるように広めていかなければならない。

5) 口腔保健センターにおける特殊歯科研修について

評価	人数 (人)
できれば参加してみたい	24
今のところ参加の意思はない	6
知らなかった	0
その他	6

アンケート結果では参加希望者が多いものの、これまでの申し込み状況は芳しくない。特殊歯科研修開始後2年が経過したが、多くの会員に周知されていないきらいがある。臨床実地研修としては、障がい者歯科診療見学研修よりも実践的かつ有効と考えるが、活用されるように広めていかなければならない。

6) 今後の企画に期待すること (複数回答可)

評価	人数 (人)
講演会	19
模擬実習	13
障がい者歯科診療見学	8
障がい者歯科協力医院交流	12
歯科衛生士・スタッフ向け講演会	15

講演会、歯科衛生士・スタッフ向けの講演会、模擬実習、障がい者歯科協力医院交流、障がい者歯科診療見学の順であった。基礎(学術)研修がアドバンスド(臨床実地)研修よりも上位に占めていることが窺える。また、その他の意見として「実際の診療場面を見てディスカッション(正しい対応、誤った対応)をしてはどうか」、「ビデオを見て症例検討会をしてはどうか」という意見もあったので、今後の企画として検討していきたい。

障がいに対する基礎的な知識を得るための講演会と、臨床に則した技術や配慮を実感できる実習の必要性を参加者全員が理解しているようである。データを精査すると、歯科医師よりも歯科医院スタッフの方が実習主体の講習会を好むことがわかった。今後の企画立案の参考にしていきたい。

【障がい者歯科診療施設概要】

	浜松医療センター 歯科口腔外科	天竜厚生会診療所 歯科口腔外科	聖隷おおぞら療育 センター歯科	浜松市口腔保健 医療センター (市の健康センター)	静岡県立こども 病院小児歯科
所在地及び 連絡先	浜松市中区富塚町328 電話053-453-7111(代表)	浜松市天竜区渡ヶ島221 電話053-583-1181	浜松市北区三方原町3453 電話053-437-1467	浜松市中区鶴江2丁目11-2 電話053-453-6129	静岡市葵区漆山860 電話054-247-6251
設備	ユニット1台	ユニット4台 (1台は、障害者専用ユ ニットで抑制下、静脈内 鎮静麻酔での治療用)	ユニット1台	ユニット 障がい者歯科診療用とし ては2台	ユニット3台
スタッフ構成	歯科医師1-2名 歯科衛生士1-2名	歯科医師1名(非常勤2名) 歯科衛生士3名	歯科医師(非常勤)5名 歯科衛生士(非常勤)4名	障がい者歯科診療への 従事者数 歯科医師1名 歯科衛生士2~3名	歯科医師(常勤)1名 (非常勤)1名 歯科衛生士2名
施設紹介	浜松市で構築された障害 者歯科医療ネットワーク の下、障害者歯科専門医 による治療(研修を兼ねた 専門医外来の開設、治療 参加型研修)、笑気による 鎮静下歯科治療が可能で あり、オープンシステム による治療の場の提供(外 来治療、全身麻酔下集中 歯科治療)を実施してい ます。脳性麻痺・自閉症・ 精神発達遅滞などの障害 者歯科以外にも異常絞扼 反射、歯科治療恐怖症、 統合失調症、脳血管障害 後遺症、HIV感染症患 者、血友病患者なども診 療しています。他に、周 術期口腔機能管理、口腔 ケア外来として口腔乾燥 症、味覚障害、口臭症な どの患者や、障害児の摂 食・嚥下機能障害外来、 院内患者の嚥下評価(嚥 下造影・嚥下内視鏡含 む)およびリハビリテー ションや口腔ケア、NSTや RSTなどの院内チーム活動 を行っています。担当医 は日本障害者歯科学会認 定医・指導医および日本 有病者歯科医療学会認定 医・指導医、日本小児歯 科学会専門医、日本口腔 外科学会専修医、日本摂 食嚥下リハビリテーショ ン学会認定士です。担当 歯科衛生士は日本歯科衛 生士会障害者認定歯科衛 生士です。障害者歯科学 会臨床研修施設です。本 外来とは別に口腔外科 歯科医師と形成外科医で 毎月第一水曜日に診察が あります。	天竜厚生会は、静岡県 内で障害者、高齢者福 祉、保育事業、在宅福祉 サービス等の事業を展開 しています。 1日平均35名の受診者のう ち、15名が障害のある方 です。 障害者歯科学会臨床研修 施設です。 *見学希望時は、 天竜厚生会診療所歯科室 FAX053-583-1265にて申し 込みをしてください。 その際所定の書式はあり ませんが、歯科室見学の 旨と見学希望日、見学者 名、日程調整を行うため の連絡先などをご記入く ださい。	医療型障害児入所施設で あるおおぞら療育セン ターに併設された歯科室 です。 対象となる方は、入所さ れている方に加え、一般 に通院される障害者の方 です。笑気や静脈内の鎮 静や全身麻酔下の治療は 行っておりません。 来院患者数は平均15名 ほどです。 見学希望の方は事前にご 連絡ください。 スタッフの見学も可能で す。	浜松市の施設として、歯 科診療に関しては、平日 の「心身障がい者(児) 歯科診療」と休日の「休 日救急歯科診療」を実施 しています。 障がい者の歯科診療に関 しては、地域の開業歯科 医院(障がい者歯科協力 歯科医院を含む)からの 紹介患者を受け入れた り、一般の歯科医院では 通院治療が困難な方から の直接の申込みによる診 療を受け入れたりしてい ります。診療は、一般歯 科治療から、予防・定期 管理までといった内容で 行っています。また、治 療終了後は、患者の状況 に応じて相談の上、紹介 元の歯科医院や協力歯科 医院へ紹介する場合があ ります。 患者の状態としては、中 等度から重度な知的障が い(発達障がい含む)、 身体障がいを持つ方が多 いです。診療方法として は、様々な行動調整法 (抑制下を含む)を駆使 し実施しています。どう しても対応できない場合 は、浜松医療センターに 出向き共同診療にて全身 麻酔下での集中歯科治療 を行っています。	静岡県立こども病院は全 国6番目の小児専門病院 として開設され、17診療 科よりなる小児専門の総 合病院です。障害者歯科 学会認定医である担当医 1名、常勤歯科医師1名、 歯科衛生2名で診療を 行っています。1日平均 23名の受診者のうち、約 1/3が障害者歯科、約1/3 が有病者歯科、約1/3口 腔領域の障害です。障害 者歯科診療は抑制下、通 常下診療で対応してい り、鎮静、全身麻酔は (行わなくても診療でき るので)行っていませ ん。思春期までが対象の 病院ですので、将来的に 一般開業医で診療でき るようと思っています模 範的4handdentistryを見 学できます。障害者、有 病者の歯科診療は主に火 曜・木曜に行っていますが、 ほかに、摂食外来、 口蓋裂外来(口蓋裂矯正 外来)、血友病包括外 来、HIV包括外来といっ た外来も行っています。
見学曜日	木曜日	月～金曜日	木曜日	月曜日・水曜日・金曜日 のうち指定された日	火曜日・木曜日
見学時間	8:45~11:45 13:00~16:45 (半日も可)	13:30~17:00	9:00~12:00	8:30-12:00 13:00-17:00 (半日も可)	9:00~12:00 13:00~17:00 (半日も可)
見学可能人数	2~3名	2名	2名	1~2名	2名
見学手続き	静岡県歯科医師会への連 絡、見学依頼書、同意書 の記入、報告	FAXにて見学希望の旨 連絡(詳細は上記記載)	見学依頼の旨 事務室に連絡	見学依頼書の提出	見学依頼書の記入

障がい者歯科診療施設（病院歯科）見学研修実績

	実施日			浜松医療センター	浜松市口腔保健医療センター	天竜厚生会	聖隷おおぞら療育センター	県立こども病院
	年	月	日					
第1回	平成28	3	10	4				
			10			0	0	
			17			0	0	
			23		2			
			24			0	0	
第2回	9	10	8	3				
			15					4
			29				2	4
第3回	平成29	4	13				3	
			20					4
			26		0			
			27					3
第4回	10	10	9	21				4
			12	3				
第5回	平成30	5	4	19			1	
			10					0
			17					4
第6回	9	10	26		0			
			27					0
合計				10	2	0	7	26
総合計			45					

特殊歯科診療連携推進研修実績

①天竜厚生会

研修実施日	指導歯科医の氏名	非常勤歯科衛生士の人数 (人)	研修者数 (人)
11月16日(水)	村口優行	2	4
12月14日(水)	村口優行	2	1
1月18日(水)	村口優行	2	1
2月15日(水)	村口優行	2	2


研修者数は8名であった。天竜厚生会歯科外来患者のため、見学研修となった。

②浜松市口腔保健医療センター

研修実施日	指導歯科医の氏名	非常勤歯科衛生士の人数 (人)	研修者数 (人)
11月 2日(木)	玄 景華	1	5
11月30日(木)	安田 順一	1	9
1月11日(木)	安田 順一	1	7
2月 1日(木)	玄 景華	1	8
3月 1日(木)	玄 景華	1	7
4月19日(木)	玄 景華	1	7
5月17日(木)	玄 景華	1	6
6月 7日(木)	安田 順一	1	6
6月21日(木)	玄 景華	1	8
7月 5日(木)	玄 景華	1	8
7月19日(木)	玄 景華	1	5
8月 2日(木)	玄 景華	1	6
9月 6日(木)	安田 順一	1	6
9月20日(木)	玄 景華	1	5

(平成31年2月21日まで実施予定)

特殊歯科診療連携推進研修 手引き（改訂版）

 一般社団法人 静岡県歯科医師会
 一般社団法人 浜松市歯科医師会

目 次

1	趣旨	2
2	目的	2
3	診療対象患者	2
4	運営協議会の設置	2
5	研修参加者と研修への手順	2
6	特殊歯科研修日・時間	3
7	指導体制・診療体制	3
8	特殊歯科研修予約受付の役割	3
9	静岡県歯科医師会非会員の特殊歯科研修の対応	3
10	浜松市歯科医師会以外の近隣郡市歯科医師会会員の参加	4
11	院内感染事故防止	4
12	研修医の留意事項	4
13	診療報酬等	4
14	医事紛争・業務災害	4
15	診療機材等	4
16	苦情及び意見等	5
17	特殊歯科研修実施の周知	5
18	診療報酬請求事務及び患者一部負担金	5
19	カルテ	5
20	手引きの改訂	5

1 【趣旨】

一般社団法人 静岡県歯科医師会（以下「静岡県歯科医師会」という。）が、浜松市における一般開業医で診療が困難な障がい者患者を診療するための研修を朝日大学障害者歯科学分野の専門医による指導のもとで実施して、病診連携と障がい者歯科医療をより充実させ、地域医療の向上に寄与するために特殊歯科診療連携推進研修（以下「特殊歯科研修」という。）手引きを作成し、その実施に必要な事項を定めることとする。

2 【目的】

- ① 浜松市口腔保健医療センター（以下「口腔保健センター」という。）を臨床施設とし、一般社団法人 浜松市歯科医師会（以下「浜松市歯科医師会」という。）会員は、この研修にて専門性に特化された技術向上のための基本的知識、技術、患者対応を習得し、安全で良質な医療の提供を地域住民に行うことを目的とする。
- ② この研修によって浜松市内に障がい者歯科診療が広く普及し、将来的には障がい者歯科認定医資格の単位取得に寄与することを目的とする。

3 【診療対象患者】

特殊歯科研修において、研修可能な人員や障がい特性を考慮し、原則として療育手帳、身体障害者手帳保持の知的障がい者を対象とするが、専門医の判断により会員診療所で診療困難な障がい者も対象とする。

4 【運営協議会の設置】

特殊歯科研修を円滑に運営していくための協議の場として特殊歯科診療連携推進研修運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設けることとする。

運営協議会では、特殊歯科研修の実施に向けての開設準備を行い、開設後は研修に関する協議や検討を行うこととする。また、浜松市歯科医師会会長の推薦する連携障がい者歯科診療に参加する歯科医師と浜松市健康福祉部健康増進課職員により構成し、必要に応じて静岡県健康福祉部医健康局健康増進課職員、静岡県歯科医師会理事、浜松市歯科医師会理事、朝日大学障害者歯科学分野研修指導医を招集し、研修上の重要事項を審議することとする。

5 【研修参加者と研修への手順】

浜松市歯科医師会会員及び会員施設に勤務する歯科衛生士等歯科医療従事者（以下「スタッフ」という。）で、特殊歯科研修への参加希望を運営協議会に申請した者を研修参加者とする。ここで、特殊歯科研修に参加する歯科医師を研修医とする。

- ① 特殊歯科研修に参加する歯科医師及び歯科衛生士等は、運営協議会に申請することとする。

- ① 研修医は自院の歯科衛生士等を同伴で口腔保健センター外来に出向き、専門医の

指導のもとで診療技術を研鑽することとする。

- ② 研修医の全日程におけるスタッフ確保が困難な場合や急用等で一時的にスタッフ確保が困難な場合は、自ら他の歯科医師への代診調整を行うか、運営協議会に相談し、指示を仰ぐものとする。

6 【特殊歯科研修日・時間】

特殊歯科研修の日時は、月 1-2 回、口腔保健センターの施設使用可能な第 1・3・5 木曜日とする。午前 9 時から午後 12 時までの時間で完全予約型とする。

7 【指導体制・診療体制】

- ① 指導医は朝日大学障害歯科学教室の玄景華教授とし、教授不在時は、朝日大学障害歯科学教室より専門医を指導医として招聘し、口腔保健センターで診療及び技術、知識の向上を図ることとする。
- ② 研修期間は原則として半年とし、運営協議会で目的達成の検証をし、浜松市歯科医師会の会員で各地域での障がい者歯科診療を担えるよう、参加する歯科医師全員のレベル向上を図っていくこととする。
- ③ 研修医は診療補助者（歯科医師、歯科衛生士、歯科助手）を同伴することとする。また、研修医自身で同伴する介助者の調整をすることとする。
- ④ 年に 1 回は研修の一環として院内外を問わずに指導医から座学受講の場を設けることとする。
- ⑤ 特殊歯科研修には専門医に初診時の診断と加療後の診療方針の教示を受けることとする。

8 【特殊歯科研修予約受付の役割】

- ① 特殊歯科研修予約受付を浜松市歯科医師会事務局とする。
- ② 特殊歯科研修予約診療日に先立って、運営協議会に患者、研修医、見学者の連絡をすることとする。
- ③ 特殊歯科研修に関する問い合わせに対応することとする。
- ④ 苦情や相談等を受け付けて運営協議会に報告することとする。

9 【静岡県歯科医師会非会員の特殊歯科研修の対応】

静岡県歯科医師会非会員歯科医院関係者の特殊歯科研修への参加希望があった場合は、「静岡県歯科医師会の事業であること」を説明し、「歯科医師会入会後に会員として事業に参加をしてもらう」ことを伝えることとする。

10 【浜松市歯科医師会以外の近隣都市歯科医師会会員の参加】

浜松市歯科医師会会員以外の近隣都市歯科医師会会員より特殊歯科研修への参加希望があった場合は、運営協議会で協議することとする。

11 【院内感染事故防止】

患者を感染から守るために、患者やご家族のご要望に十分な配慮した標準予防策と感染経路別予防策からなる感染対策を行うものとする。また、感染対策に対する意識を高め、患者および全ての研修に関わる従事者相互間の感染を防ぐよう努めるものとする。

12 【研修医の留意事項】

研修医は、口腔保健センター内の医療安全の向上に留意し、また、医療責任を共有し、次のことに努めることとする。

- ① 口腔保健センターにおける手続きや時間等の取り決めを遵守することとする。
- ② 依頼患者に対する説明及び同意の内容を口腔保健センターから指示された方法で診療録に記載、又はこれに相当する資料の写しの提供を行うこととする。
- ③ 手術・処置及び検査等において、自ら施行した業務の内容を口腔保健センターから指示された方法で診療録に記載することとする。
- ④ 依頼患者及びご家族から情報の開示を求められたときは、運営協議会にて対応することとする。

13 【診療報酬等】

原則的に次の通りとする。

- ① 特殊歯科研修での診療報酬は、口腔保健センターの収入とする。
- ② 特殊歯科研修での指導医の報酬及び交通費については、静岡県歯科医師会が支払うこととする。
- ③ 特殊歯科研修における研修医やそのスタッフへの報酬及び旅費、またはこれらに相当するものの負担義務は負わないものとする。

14 【医事紛争・業務災害】

特殊歯科研修中に「医療事故」や「医療事故による紛争」が生じた場合には、研修医及び同伴する医療従事者は静岡県歯科医師会の静岡県歯科医師会団体医師賠償責任保険で対応することとし、その対応については当事者の責任において解決を図るとともに運営協議会にその内容を報告することとする。

15 【診療機材等】

特殊歯科研修の材料及び機材については口腔保健センターの備品を使用することとする。但し、口腔保健センターに無い材料及び機材に関しては、研修医が持参することとする。

16 【苦情及び意見等】

研修に関する苦情および意見等は、運営協議会において協議して対応することとする。

17 【特殊歯科研修実施の周知】

当面は、浜松市障がい者歯科連絡調整会議での案内や浜松市歯科医師会ホームページを活用により特殊歯科研修の周知を図る。

18 【診療報酬請求事務及び患者一部負担金】

- ① 患者の一部負担金の支払いは口腔保健センター受付で行うこととする。
- ② 診療報酬は口腔保健センターの収入となるため、診療報酬請求事務は口腔保健センターで処理することとする。

19 【カルテ】

カルテ記載や保管は口腔保健センターの規則に準じることとする。

20 【手引きの改訂】

手引きの内容は運営協議会に協議を以って改訂をすることとする。

初回版 平成 29 年 10 月発行

改訂版 平成 30 年 4 月発行

〒433-8105 浜松市中区鴨江二丁目 11 番 2 号
一般社団法人 浜松市歯科医師会

電話 : 053-453-8847

FAX : 053-453-8893

メール : office@hamashi.com

障がい者歯科協力歯科医院連携連絡会報告

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催日	平成28年1月31日(日)	平成28年8月28日(日)	平成29年8月6日(日)	平成30年8月5日(日)
参加者数(人)	66	93	69	64
テーマ	<p>「地域における障害者治療の現状を知るためのディスカッション」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの医院でどのような障がいを持った方が来院するか ・どのような治療を行っているか ・困ったことはないか ・紹介はどのようにしているか等 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者歯科協力歯科医院情報の浜歯ホームページにおける公表について ・市民目線で見た場合の障がい者歯科協力歯科医院名簿の有効性は？また今後の対応策は？ ・次世代の障がい者歯科協力医に円滑に移行する為にするべきことは？ <ul style="list-style-type: none"> ・どのような障がいを持った方が来院されますか？またその方々の年齢層は？ ・自院における課題、問題点は何ですか？ ・市民目線で見た場合の障がい者歯科協力歯科医院名簿の有効性は？また今後の対応策は？ 	<p>「みんなで問診票を作ろう！」～障がい者歯科診療に必要な情報を考える～</p> <p>言語によるコミュニケーションが取れない知的障害者を想定して</p>	<p>「診療において配慮していること、工夫していること」</p>

平成 28 年度障がい者歯科協力歯科医院連携連絡会



平成 30 年度障がい者施設歯科健診実施予定表

	施設名	月	日	曜日	健診時間	浜歯会健診 医数(人)	市健診医 (数)	DH数	TBI
1	まつかさ作業所	4	24	火	9:30	1		3	○
2	くるみ作業所	5	15	火	9:30	2		6	○
3	共同作業所つばめ創社	5	23	水	13:30	1		3	
4	工房ゆう	5	24	木	11:00		1	3	
5	第2くるみ作業所	5	29	火	9:30	1		3	
6	順愛会 きらり	5	31	木	13:00	1		1	
7	わかすぎ工房	8	10	金	11:00		1	1	
8	四季の郷	6	13	水	9:30	1	1	6	
9	三方原スクエア	6	14	木	9:30	2	1	9	
10	ばびるす	6	14	木					
11	浜北重度訓練ホーム 光の園	6	20	水	13:30	1	1	6	
12	浜松学園	6	27	水	10:00	2		5	
13	浜松協働学舎根洗寮	6	28	木	9:30	2	1	9	
14	青葉の家(工房めいを含む)	6	28	木	10:30				
15	あさぎり(旧朝霧荘)	6	28	木	14:00	1		2	
16	マルカート	7	3	火	13:30		1	4	
17	ポコ・ア・ポコ	7	3	火	14:30				
18	ウイズ 半田	7	3	火	10:00	1		3	○
19	みかん	7	6	金	13:30	1		3	
20	ライム	7	6	金	14:00				
21	光明学園	7	12	木	9:30	1	1	6	
22	ふれあい作業所	7	19	木	10:00	1		3	
23	第2ふれあい作業所	7	19	木	11:00				
24	トータルセンター グレース工房	7	19	木	14:00	2		6	○
25	くるみ共同作業所	7	24	火	9:30	2		5	○
26	KuRuMiX	7	24	火	10:30				
27	三幸協同製作所	8	9	木	9:30	3		9	○
28	トマト工房	8	31	金	9:30		1	3	○
29	だんだん	8	31	金	10:30				
30	恵学園	9	13	木	9:30	3		9	
31	恵松学園	9	13	木					
32	ほっと	9	25	火	13:00	2		4	
33	ぐっと+(まぐねっと)	9	25	火					
34	工房いもねこ	10	2	火	10:00		1	3	

35	かがやき	10	10	水	11:00		2	8	
36	はばたき	10	10	水	11:30				
37	ひまわり	10	10	水	13:00				
38	ふれんず	10	10	水	14:00				
39	オルゴール	10	10	水	15:00				
40	たちばな授産所	10	11	木	13:30	2	1	9	
41	サンステップ	10	11	木	14:30				
42	遠州みみの里	10	24	水	10:00		1	5	
43	みるとす	10	24	水	10:45				
44	夢ワークたちばな	10	未 定			2		1	
45	ZERO BASE三ヶ日	10	未 定						
46	ワークショップくるみ	10	25	木	9:30	1	1	5	
47	もくせい会浜松事業所	10	25	木					
48	信生寮	10	31	水	13:00		2	6	
49	作業所せきれい	10			10:00	1		1	
50	あけぼの作業所	10			13:30	1		1	
51	根洗学園	11	6	火	10:30		2	6	
52	小羊ディアケアホーム	11	8	木	10:00	1		3	
53	多機能事業所だいち	11	9	金	10:30		1	5	○
54	大山ファーム	11	12	月	9:30	1		3	
55	ピバ	11	20	火	9:00		1	5	
56	アルス・ノヴァ	11	20	火	10:30				○
57	細江あすなる作業所	未 定			14:00	1		2	
58	引佐草の根作業所	未 定			15:00	1		2	
59	ひくまの	11	29	木	10:15	3		8	
60	えくらん	12	4	火	13:30	1	1	6	○
61	あぐり	12	4	火					
62	ももはな園 (はままつ子ども園)	12	7	金	10:15	1		4	
63	みなみ	12	7	金					
64	まつぼっくり	12	12	水	13:30	1		3	
65	こもれびの家 (旧第2 青葉の家)	12	13	木	10:00	1	1	6	
66	根洗作業所	12	13	木	11:00				
67	さつき授産所	12	17	月	13:30	1		3	
68	ウイズ 蛭塚	1	23	水	13:30		1	3	○
69	オリーブの樹	1	31	木	13:30	1	1	6	

(浜松市口腔保健医療センター提供)

障がい者施設歯科健診実績

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受診施設数		63 施設	62 施設	70 施設	69 施設	74 施設
受診者数		1,601 人	1,626 人	1,774 人	1,771 人	1,658 人
年 齢		34.4 歳	34.7 歳	35.6 歳	36.0 歳	36.0 歳
性 別	男性	1,033 人	1,044 人	1,125 人	1,129 人	1,074 人
	女性	568 人	582 人	649 人	636 人	584 人
かかりつけ歯 科医院があり (%)		1,268 人(1,586 人中) (79.9%)	1,313 人(1,612 人中) (80.8%)	1,417 人(1,765 人中) (79.9%)	1,394 人(1,735 人 中) (80.3%)	1,355 人(1,634 人) (82.9%)
1 年以内の歯 科受診があり (%)		1,024 人(1,510 人中) (67.8%)	1,055 人(1,539 人中) (68.6%)	1,124 人(1,676 人中) (63.4%)	1,128 人(1,165 人中) (69.8%)	1,102 人 (1,522 人中) (72.4%)
その内、定期 的に歯科受診 している(%)		826 人(992 人中) (83.3%)	880 人(1,033 人 中) (85.2%)	915 人(1,101 人 中) (83.1%)	908 人(1,123 人 中) (80.9%)	980 人(1,102 人中) (88.9%)

(浜松市口腔保健医療センター提供)

障がい者施設歯科健診における総合判定

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
14 歳以下	歯科治療必要あり	39 人 (23.4%)	35 人 (19.2%)	34 人 (17.5%)	31 人 (17.1%)	115 人(63.2%) 定期受診勧奨含む
	定期受診継続	36 人(21.6%)	55 人(30.2%)	50 人(25.8%)	51 人(28.2%)	69 人(37.9%)
	定期受診勧奨	36 人(21.6%)	35 人(19.2%)	37 人(19.1%)	44 人(24.3%)	—
	歯科治療必要なし	56 人(33.5%)	57 人(31.3%)	73 人(37%)	55 人(30.4%)	—
15 歳以上	歯科治療必要あり	577 人 (40.2%)	588 人 (40.2%)	644 人 (40.8%)	583 人 (36.9%)	745 人(50.6%) 定期受診勧奨含む
	定期受診継続	658 人 (45.9%)	643 人 (44.6%)	684 人 (43.3%)	718 人(45.4%)	729 人 (49.5%)
	定期受診勧奨	148 人 (10.3%)	163 人(11.3%)	184 人(11.7%)	257 人(16.3%)	—
	歯科治療必要な し	51 人 (3.6%)	57 人(3.9%)	67 人(4.2%)	78 人(4.4%)	—

(浜松市口腔保健医療センター提供)

障がい者施設職員・学校職員等への歯科健康教育実績

啓発活動	①	②	③	④	⑤
日時	平成28年5月30日 (月)	平成28年6月30日 (木)	平成29年10月13日 (金)	平成29年12月22日 (金)	平成30年10月25日 (木) 予定
場所	四季の郷(西区)	慈照園(中区)	浜松視覚特別支援学校(中区)	浜松市発達医療総合福祉センター(浜北区)	浜松特別支援学校(南区)
対象者	施設職員	入所者、施設職員	生徒、父兄、教職員	利用者	生徒、父兄、教職員
内容	健康教育「施設における口腔清掃支援」	健康教育「あなたもできる歯周病予防」	学校歯科保健「歯と口の健康と生活習慣病の関係について」	浜北区健康づくり課健康教育活動に同行	学校歯科保健



①四季の郷での歯科健康教育



②慈照園での歯科健康教育



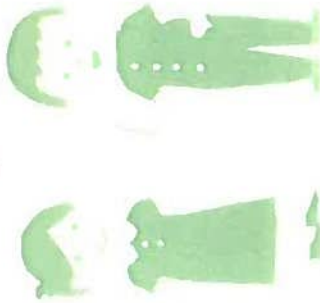
③浜松視覚特別支援学校での歯科健康教育

障がい者歯科協力医が サポートします

このリーフレットは、障がいのある人も、安心して歯科診療を受診できるようにサポートしていく、「かかりつけ歯科医」を探す手引きとなっています。

わたしたち浜松市歯科医師会は、すべての障がいのある人とその家族の健康を共に考え、予防と治療にスムーズに対応できる体制を目指しています。

さあ、わたしたちとつしよに
歯科医院受診のための
はじめの一歩を踏み出しましょう！



※ここに記載されている「障がい者」とは、自閉症等の発達障害、ダウン症・脳性まひ等の先天性格障がいの人を主な対象者としています。

相談窓口



まずはお気軽に
ご相談ください

浜松市口腔保健医療センター（歯の健康センター）

住所 〒432-8550 浜松市中区鶴江二丁目11番2号
TEL 053-453-6129
FAX 053-453-3238

浜松市歯科医師会

住所 〒432-8023 浜松市中区鶴江二丁目11番2号
TEL 053-453-8847
FAX 053-453-8893
MAIL happy.8020.smile@gmail.com
ホームページ <http://www.hamashi.com>
こちらでも詳しく解説しています

お家から通いやすい歯科医院を探しましょう

浜松市障がい者歯科協力歯科医院一覧

浜松市のウェブページから、
地区ごとの最新の一覧表を閲覧できます
<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hoiku/medical/shika.html>



デザイン・イラストレーション 高橋静雄

障がいのある人の歯科診療にお困りの方へ

歯医者さんにかかろう！



歯科受診のためのはじめの一歩

 一般社団法人 浜松市歯科医師会
053-453-713020

はじめの一步を踏み出すために

障がいのある人の歯科治療



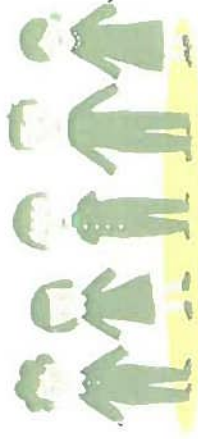
障がいのある人は、見通しの立たないことが苦手で、何をされるのかわからないと強い不安を感じます。本来の診療までかかなりの期間がかかることがありますが、まずは診療の椅子に座る練習を繰り返すなど、徐々に恐怖心を取り除いていく工夫をしています。

ノーマライゼーション



ノーマライゼーションとは、障がいのある人となしとが平等に生活する社会を実現させる考えです。わたしたちは、歯科医師として最善の治療と口腔の健康管理を続けるだけでなく、診療を通して、障がいのある人の社会性を広げていきたいと考えています。

「かかりつけ歯科医」を持つ



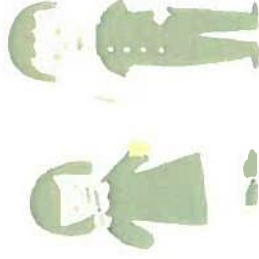
浜松市歯科医師会では、「かかりつけ歯科医（ホームデンティスト）」を推進しております。わたしたち「かかりつけ歯科医」は、障がいのある人とそのご家族の健康を共に考え、治療だけでなく、口腔の健康管理を長期にわたって行なっていきます。

浜松市障がい歯科保健医療システム



浜松市では、浜松市歯科医師会、浜松医療センター等と協力して、障がいのある人がなるべく身近な歯科医院で歯科診療を受けられるように、障がい者歯科協力歯科医院を中心に歯科診療を進めていくシステムをつくっています。

治療よりも予防が大切



誰にとっても、病気は重症化しない段階で予防したいものです。とりわけ障がいのある人で、治療の難しい方では、予防が非常に重要になってきます。継続して受診することで、より診療所の雰囲気を受容しやすくなり、診療に慣れていくことができます。

先輩パパ・ママの声を紹介

診療で使う道具を本人に知らせて、確認させてくださり安心したようです。

歯のお掃除中に、「いいね〜！上手に出来ているよ！と、やさしく声かけをしてくれました。

本機に2、3ヶ月通院したおかげで徐々に恐怖心を取り除いていくことができました。

治療の前に、診療の椅子に座るところから練習をしました。

浜松市障がい者歯科連絡調整会議報告

開催	開催日			内容
	年	月	日	
平成27年度第2回	平成27	10	29	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度第2回議事録の確定 外来障害者歯科診療および全身麻酔下集中歯科治療の受診の手引きについて 障がい者歯科協力歯科医院の情報共有・情報公開について 平成28年度浜松市障害者(児)歯科連絡調整会議について 平成28年度障がい者施設歯科健診について(施設数増加に伴う派遣歯科医師の増員)
第3回	平成28	3	3	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度10月開催会議議事録の確定 H28年度浜松市障がい者歯科連絡調整会議実施要領について 障がい者歯科協力歯科医院の情報共有・情報公開について 平成28年度障がい者施設歯科健診の実施について
平成28年度第1回		6	2	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度3月浜松市障害者(児)歯科連絡調整会議議事録確定 浜松市障がい者歯科保健医療システムについて 障がい者歯科協力歯科医院の情報共有・情報更新について 平成28年度障がい者施設歯科健診について
第2回		10	27	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度障がい者施設歯科健診について 本会对し2~3施設協力依頼予定 災害時の障がい者歯科対策の現状と今後 各機関に於ける①平常時の準備②対外的な窓口③関係団体との連携の確認
第3回	平成29	3	2	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度障がい者施設歯科健診について 本会对し3施設協力依頼予定 障がい者施設歯科健診票の改訂について
平成29年度第1回		5	25	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度以降の障がい者施設歯科健診実施における施設選定基準について
第2回		10	12	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者施設歯科健診について
第3回	平成30	3	22	<ul style="list-style-type: none"> 浜松市障がい者歯科保健医療システムについて 平成30年度障がい者施設歯科健診について
平成30年度第1回		7	26	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度障がい者施設歯科健診の結果について 平成30年度障がい者施設歯科健診について

(浜松市口腔保健医療センター提供)

浜松市内の病院等における 外来障がい者歯科診療および 全身麻酔下集中歯科治療 受診の手引き



平成 27 年 10 月

「浜松市内の病院等における外来障がい者歯科診療および全身麻酔下集中歯科治療受診の手引き」について

一般社団法人 浜松市歯科医師会

特殊歯科専門部会

浜松市に障がい者歯科協力医制度が発足して 20 年が経過しました。一般歯科医院では、障がいのある方も健常者も同様に分け隔てなく治療にあたるというノーマライゼーションの理念のもとに治療を行うこと、障がいのある患者さんには地域の最前線にある一般歯科医院をかかりつけ歯科医として持ってもらい、定期的な口腔管理を受けてもらうことを目指してきました。障がい者施設歯科健診時の調査によると、現在では約 80%の方々がかかりつけ歯科医を持っており、定期的に歯科を受診していただいているという結果を得ております。

また、障がいのある方の中には、一般歯科医院での治療が困難な場合があります。その場合には浜松市口腔保健医療センターが仲介役として、浜松医療センター特殊歯科外来等の病院歯科や受け入れ可能な一般歯科医院に歯科治療の依頼をしたり、時には病院歯科に全身麻酔下での歯科治療を依頼します。歯科治療が困難な障がいのある方が少しでも円滑に歯科治療を受けられるように、本会ではこれまでも他の受け入れ可能な病院歯科との連携を深めてきました。

浜松市の市町村合併により、また超高齢化社会における浜松医療センターの需要の高まりの中で、全身麻酔を必要とする障がいのある方の待機時間の長期化が解消されにくい状況が続いていることはご存じのことと思います。浜松医療センター特殊歯科外来の先生方のご苦勞を軽減し、全身麻酔を必要とする障がいのある方の待機時間を少しでも緩和できるよう、また一般歯科医院において歯科治療が困難な障がいのある方が円滑に歯科治療を受けられるように、市内の受け入れ可能な病院歯科等にご協力いただき、この受診の手引きを作成しました。

この手引き書を会員の皆様にご覧いただき、またご活用いただくことで、障がいのある方が安心して、普通に暮らせる社会づくりの一助になれば幸いです。

目 次

	ページ
1. 「浜松医療センター」における特殊歯科（障がい者歯科）外来・ 摂食障害外来の流れ	3
2. 「天竜厚生会診療所歯科室」における障がい者歯科外来の流れ	4
3. 「浜松市口腔保健医療センター」における障がい者歯科外来の流れ	5
4. 「浜松医療センター」における全身麻酔下集中歯科治療の流れ	6-7
5. 「聖隷浜松病院」における全身麻酔下集中歯科治療の流れ	8-9
6. 「十全記念病院」における全身麻酔下集中歯科治療の流れ	10

* 本手引きは、障がいのある方の外来歯科診療や全身麻酔による集中歯科治療が円滑に実施されることを主眼に作成しましたので、記載されている各病院の電話番号や電話対応時間等は、各病院ホームページや「病診連携・診診連携マニュアル」に記載されていないものや異なる点があることをご承知おきください。

1. 「浜松医療センター」における特殊歯科（障がい者歯科）外来・ 摂食障害外来の流れ

- ① 主治医（開業歯科医師）から浜松医療センター医療連携室（451-2760）へ予約の電話を入れる。
 - ・予約の電話対応は月曜日から金曜日の8:30-17:00です。
 - ・その際に、「特殊歯科外来または摂食障害外来を希望」と伝えてください。医療連携室から、歯科口腔外科外来へ電話が回り、歯科衛生士または受付事務が予約を取ります。
 - ・外来日：特殊歯科外来：木曜日のみ
摂食障害外来：水曜日のみで新患枠は原則8:45のみ
- ② 主治医（開業歯科医院）から医療連携室へ「紹介状」と「予約申込書」をFAX（452-9217）する。
- ③ 主治医（開業歯科医院）は患者にも「紹介状」を渡す。
- ④ 浜松医療センターから患者へ連絡する。
 - ④-1 患者宅にFAXが有る場合
 - ・浜松医療センター歯科衛生士が診察予約日前に、問診票、当日の持ち物等のお知らせを患者宅にFAXします。
 - ④-2 患者宅にFAXが無い場合
 - ・診察当日予約時間よりやや早めに来院してもらい、問診票を記入してもらう旨を電話連絡することがあります。
 - ・持ち物については主治医（紹介元歯科医師）からあらかじめ患者に伝えてもらうか、浜松医療センタースタッフから患者宅に電話連絡します。
- ⑤ 浜松医療センターに受診する。
 - ⑤-1 浜松医療センター診察券が無い（浜松医療センターに初めて受診する）場合
 - ・患者は、新患受付3番で手続きをして、その後歯科口腔外科外来受付へ行きます。
 - ⑤-2 浜松医療センター診察券を持っている場合
 - ・患者は、新患受付をせず、直接歯科口腔外科外来受付へ行きます。
- ⑥ 歯科口腔外科外来に受診する。
- ⑦ 診察後、必要に応じて、歯科口腔外科担当医またはスタッフが再診予約を取る。

2. 「天竜厚生会診療所歯科室」における障がい者歯科外来の流れ

- ① 主治医（開業歯科医師）または患者（家族）から天竜厚生会診療所歯科室（583・1197）へ予約の電話を入れる。
 - ・予約の電話対応は月曜日から金曜日の9:00-12:00、13:30-17:00です。
 - ・その際に、「障がい者の歯科診療を希望」と伝えてください。
 - ・外来日は月-金曜日の平日のみです。
 - ・診療時間は9:00-12:00、13:30-17:00ですが、初診の最終受付は午前が11:30、午後が16:30までとなります。日によって午前だけのときや午後だけのときがあります。
- ② 主治医（開業歯科医院）は患者に「紹介状」を渡す。
- ③ 予約日に天竜厚生会診療所歯科室に受診する。
 - ・患者の状態をみながら診療にあたります。
 - ・抑制が必要な場合は、抑制ベルトやレストレーナーを用いて診療することもあります。
 - ・外来での治療が無理と判断した場合は、全身麻酔下での集中治療が可能な施設へ紹介します。
 - ・症状が強くてている場合は応急的に鎮静下にて対応する場合があります。
- ④ 診察後、受付にて再診予約を取る。

3. 「浜松市口腔保健医療センター」における障がい者歯科外来の流れ

- ① 主治医（開業歯科医師）または患者（家族）から浜松市口腔保健医療センター（453-6129）へ予約の電話を入れる。
 - ・ 予約の電話対応は月曜日から金曜日の8:30-17:15です。
 - ・ その際に、「障がい者の歯科診療を希望」と伝えてください。
 - ・ 外来日：月・水・金曜日のなかで、診療日に充てている日としていますので、予約日は限られます。
 - ・ 診療時間は9:00-17:00ですが、日によって午前だけのときや午後だけのときがあります。

 - ② 主治医（開業歯科医院）は患者に「紹介状」を渡す。

 - ③ 予約日に浜松市口腔保健医療センターに受診する。
 - ・ 概ねの患者は行動調整をしながら、診療にあたります。
 - ・ 抑制が必要な場合は、抑制ベルトやレストレーナーを用いて診療することもあります。
 - ・ 外来での治療が無理と判断した場合は、浜松医療センター等で全身麻酔下集中治療を行います。

 - ⑤ 診察後、担当医または歯科衛生士が再診予約を取る。
- * 治療終了後は、患者の状況に応じて相談の上、紹介元の歯科医院に逆紹介する場合があります。

4. 「浜松医療センター」における全身麻酔下集中歯科治療の流れ

- ① 主治医（開業歯科医院）から浜松医療センター医療連携室（451-2760）へ予約の電話を入れる。予約日は主に特殊歯科外来日の木曜日になる。
 - ・予約の電話対応は月曜日から金曜日の8：30-17：00です。
 - ・その際に、「全身麻酔下での歯科治療を希望」と伝えてください。医療連携室から、歯科口腔外科外来へ電話が回り、歯科衛生士または受付事務が予約を取ります。
- ② 主治医（開業歯科医院）から医療連携室へ「紹介状」と「予約申込書」をFAX（452-9217）する。
- ③ 主治医（開業歯科医院）は患者にも「紹介状」を渡す。
- ④ 浜松医療センターから患者へ連絡する。
 - ④-1 患者宅にFAXが有る場合
 - ・浜松医療センター歯科衛生士が診察予約日前に、問診票、当日の持ち物等のお知らせを患者宅にFAXします。
 - ④-2 患者宅にFAXが無い場合
 - ・診察当日予約時間よりやや早めに来院してもらい、問診票を記入してもらう旨を電話連絡することがあります。
- ⑤ 浜松医療センターに受診する。
 - ⑤-1 浜松医療センター診察券が無い（浜松医療センターに初めて受診する）場合
 - ・患者は、新患受付3番で手続きをして、その後歯科口腔外科外来受付へ行きます。
 - ⑤-2 浜松医療センター診察券を持っている場合
 - ・患者は、新患受付をせず、直接歯科口腔外科外来受付へ行きます。
- ⑥ 歯科口腔外科特殊歯科外来に受診する。
 - ・問診等行い、全身麻酔下集中歯科治療の日程を組みます。
 - ・全身麻酔日が初診日から近ければ、初診日当日に術前検査を行う場合があります。
 - ・全身麻酔日がだいぶ先の場合は、別に術前検査日を予定します。曜日や時間は予約を取るときに相談します。
- ⑦ 歯科口腔外科特殊歯科外来で術前検査を行う。
- ⑧ 治療1-2週間前の水曜日に麻酔科を受診する。
 - ・全身麻酔を受ける場合、必ず麻酔科受診をしてもらいます。
 - ・その当日、麻酔科受診後、歯科口腔外科も受診してもらいます。
- ⑨ 治療日に合わせて入院する。
 - ・治療日は主に金曜日になりますが、水曜日の場合もあります。
 - ⑨-1 金曜日に治療の場合
 - ・治療前日（木曜日）に入院します。入院時間は病棟が決め、あらかじめ家族に連絡の電話があります。
 - ・病院についたら歯科口腔外科外来に来て熱を測り、確認の上入院となり、1号館9階または3号館5階

のどちらかに入院します。

- ・どうしても治療前日の夜を病院で過ごせない場合は、前日に入院手続きを行い、麻酔科医師の診察と手術室看護師の面談が済んだあと、外泊することは相談の上、可能です。しかし、翌日朝8時までには必ず病室に戻ることで、当日（金曜日）の0時以降絶飲食が守られることが条件です。守られない場合、治療が中止になることがあります。

⑨-2 水曜日に治療の場合

- ・水曜日が治療の場合は、当日入院となります。午後からの治療になるので、水曜日の朝食および昼食は摂取できません。

⑨-3 共同診療で地域の歯科医師が診療する場合

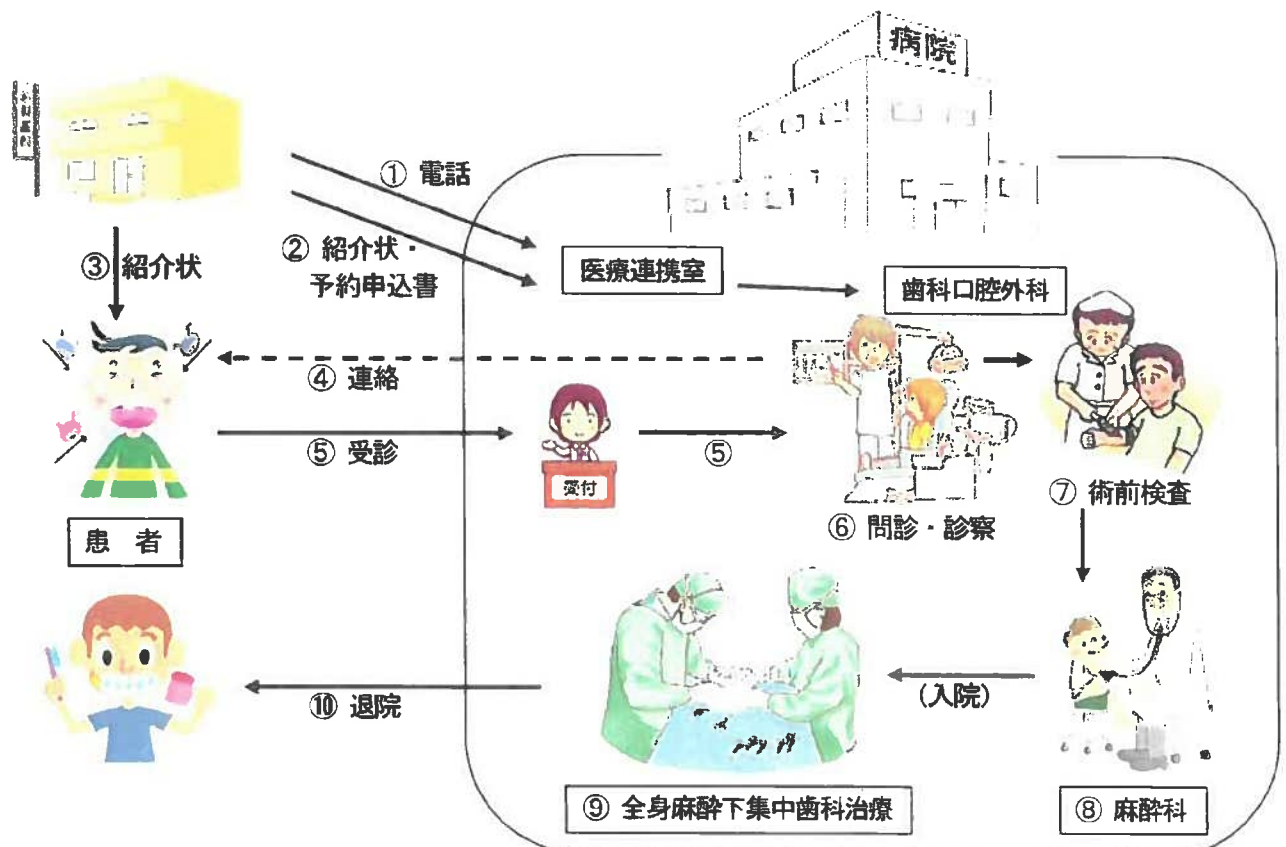
- ・治療日が決まり次第、浜松医療センター歯科口腔外科スタッフ（歯科衛生士）より、FAXにて「器材確認用紙」を送付し、診療内容・必要器材の確認を行います。チェックを入れて治療日2週間前までにFAXを返送します。
- ・診療後の診療報酬の支払いは、初めての場、振り込み用紙を事前に当院事務から歯科医院宛に送付しておきますので、振込先口座番号等の記入と捺印などの手続きをお願いします。

⑨-4 浜松医療センター担当医が診療する場合

- ・原則、紹介元から依頼された内容を実施します。

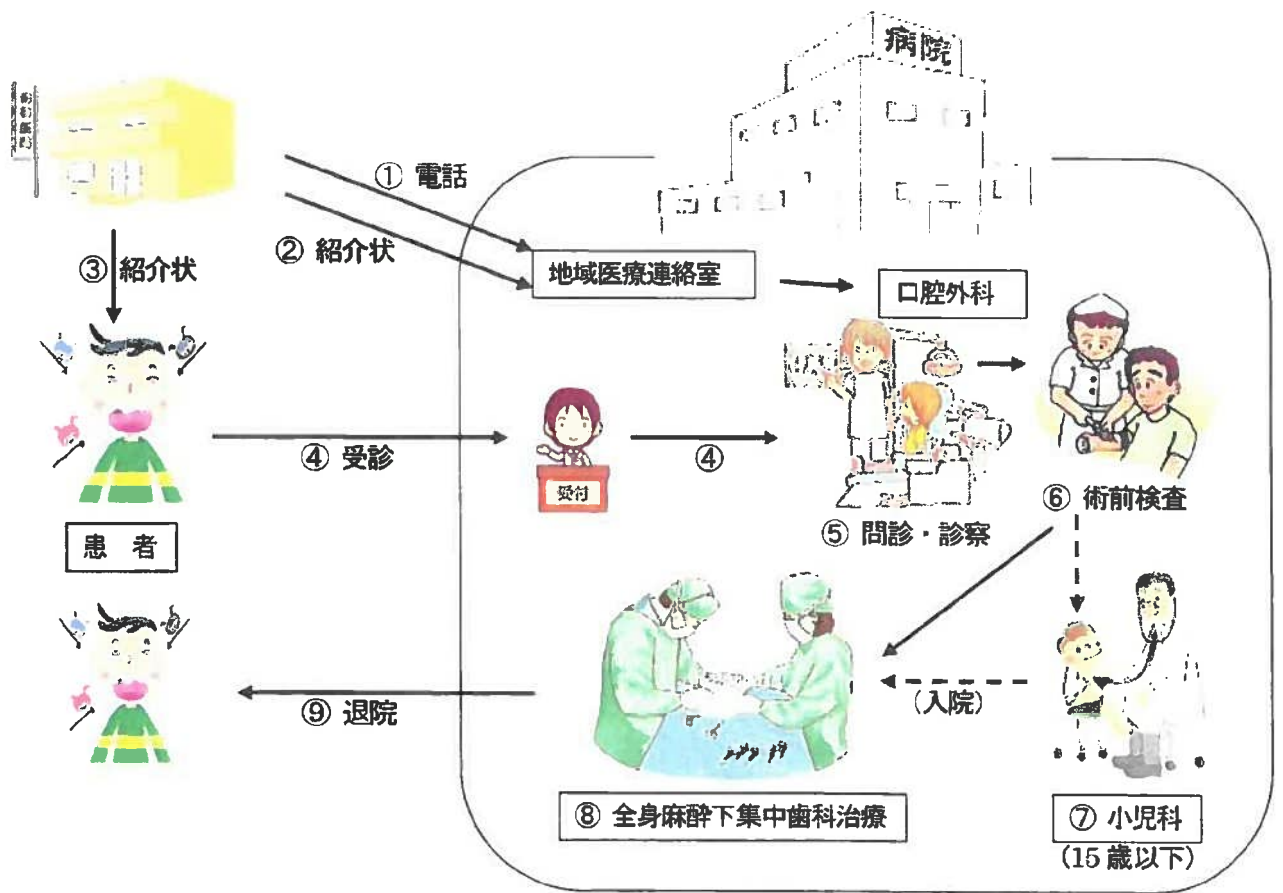
⑩ 治療当日（金曜日）に退院する。

- ・金曜日が治療の場合、特に問題なければ（治療後の疼痛、抜歯後の出血・腫脹・呼吸困難等、嚥下でき、自尿確認）当日退院となります。処置内容や全身状態によっては、治療当日（金曜日）入院したまま宿泊して、翌日（土曜日）退院となることもあります。
- ・水曜日が治療の場合は、治療当日（水曜日）夜入院したまま宿泊して、翌日（木曜日）退院となります。



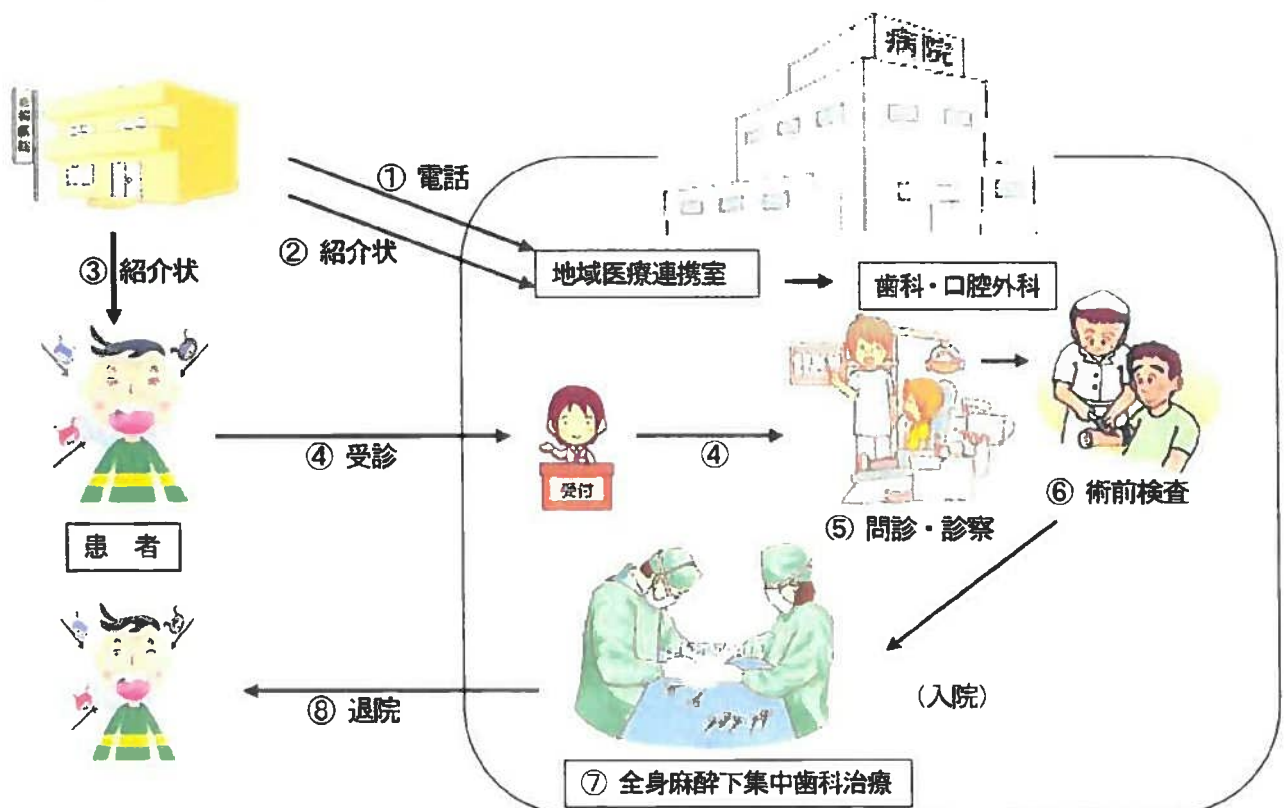
5. 「聖隷浜松病院」における全身麻酔下集中歯科治療の流れ

- ① 主治医（開業歯科医院）から聖隷浜松病院地域医療連絡室（JUNC）（0120-107-352）へ予約の電話を入れる。
 - ・予約の電話対応は月曜日から金曜日の8：30-19：00、土曜日の8：30-13：00です。
 - ・その際に、「全身麻酔下での歯科治療を希望」と伝えてください。地域医療連絡室で予約を取ります。
 - ・口腔外科受診日は、月・火・水・金曜日の午前になります。
- ② 主治医（開業歯科医院）から地域医療連絡室へ「紹介状」をFAX（0120-107-362）またはメール（hm-junc@sis.seirei.or.jp）する。
- ③ 主治医（開業歯科医院）は患者にも「紹介状」を渡す。
- ④ 聖隷浜松病院に受診する。受付にて、口腔外科受診の手続きをする。
- ⑤ 口腔外科外来に受診し、問診、診察等を受ける。
- ⑥ 口腔外科でオーダーして術前検査を行う。
 - ・術前検査は初診日当日に行う場合と別の日に予約を取って行う場合があります。
 - ・口腔外科にて、全身麻酔下集中歯科治療の日程や、入院時間、食事制限等について説明します。
 - ・詳細な入院案内は別部署で別途説明します。
- ⑦ 15歳以下の患者は術前検査後、別の日に小児科を受診する。
 - ・小児科受診後、口腔外科も受診します。
- ⑧ 治療当日に入院する。
 - ・病院についたら病棟に行き、入院となります。
 - ・治療日は主に木曜日となりますが、月曜日の場合もあります。
 - ⑧-1 聖隷浜松病院口腔外科医が診療する場合
 - ・原則、紹介元から依頼された内容を実施します。
 - ⑧-2 共同診療で地域の歯科医師が診療する場合
 - ・治療日が決まり次第、聖隷浜松病院口腔外科医と、治療内容等の詳細については、相談して決めていきます。
- ⑨ 治療当日に退院する。
 - ・治療当日、特に問題なければ（治療後の疼痛、抜歯後の出血・腫脹・呼吸困難等、嚥下でき、自尿確認）当日退院となります。処置内容や全身状態によっては、治療当日の夜入院したまま宿泊して、翌日退院となることもあります。



6. 「十全記念病院」における全身麻酔下集中歯科治療の流れ

- ① 主治医（開業歯科医院）から十全記念病院地域医療連携室（586-6850）へ予約の電話を入れる。
 - ・予約の電話対応は月、火、木、金曜日の8:30-16:00、水、土曜日の8:30-12:00です。
 - ・その際に、「全身麻酔下での歯科治療を希望」と伝えてください。地域医療連携室で予約を取ります。
 - ・歯科・口腔外科受診日は、基本的に月、火、木、金曜日の午後となりますが、時間については歯科・口腔外科外来と相談の上、決めていきます。
- ② 主治医（開業歯科医院）から地域医療連携室へ「紹介状」をFAX（585-2532）する。
- ③ 主治医（開業歯科医院）は患者にも「紹介状」を渡す。
- ④ 十全記念病院に受診する。総合受付にて、歯科・口腔外科受診の手続きをする。
- ⑤ 歯科・口腔外科外来に受診し、問診、診察等を受ける。
- ⑥ 歯科・口腔外科でオーダーして術前検査を行う。
 - ・術前検査は初診日当日に行う場合と別の日に予約を取って行う場合があります。
 - ・歯科・口腔外科にて、全身麻酔下集中歯科治療の日程や、入院時間、食事制限等について説明します。
 - ・詳細な入院案内は別部署（P.F.M）で別途説明します。
- ⑦ 治療前日に入院する。
 - ・治療日は原則金曜日の午後になります。
 - ・病院についたら病棟に行き、入院となります。
 - ・処置に関しては、紹介元から依頼された内容を歯科・口腔外科担当医が処置を行います。術前に処置の範囲を紹介元の主治医に確認します。
- ⑧ 治療翌日に退院する。
 - ・治療翌日、特に問題なければ（治療後の疼痛、抜歯後の出血・腫脹・呼吸困難等、嚥下でき、自尿確認）退院となります。



— 【平成 28 年度病診連携シンポジウム報告】 —

- ・日 時：平成 29 年 3 月 23 日(木) 18:30～
- ・場 所：浜松歯科衛生士専門学校 2F ホール
- ・参加者：正会員 56 名 準会員 16 名 歯科衛生士 1 名 計 73 名



「よりよい病診連携をめざして」ディスカッション

【参加医療機関】

浜松医科大学医学部附属病院歯科口腔外科講師	増本一真
浜松医療センター口腔顎顔面センター長	内藤克美
浜松医療センター歯科口腔外科々長	薮島桂子
浜松医療センター歯科口腔外科副医長	内藤慶子
	鈴木晶子
浜松医療センター歯科口腔外科	野町晃彦
聖隷浜松病院歯科・口腔外科部長	竹内啓人
聖隷浜松病院歯科主任医長	福永暁子
聖隷三方原病院歯科医長	鴨田勇司
浜松赤十字病院歯科・口腔外科部長	山本庸介
十全記念病院歯科・口腔外科部長	串田東作
浜松北病院歯科口腔外科	山田耕太郎
すずかけセントラル病院	竹下育男
浜松市リハビリテーション病院歯科	松下新子

*天竜厚生会診療所歯科後任未定

(敬称略)

【講演】

テーマ：「よりよい病診連携をめざして」—地域歯科医療の質の向上のために—

講演 1「浜松医大の近況」	増本 一真 先生
講演 2「口腔顎顔面センターについて」	内藤 克美 先生
講演 3「周術期口腔管理について」	福永 暁子 先生
講演 4「BMA 関連顎骨壊死に対するポジションペーパー2016 解説」	串田 東作 先生



浜松医科大学増本一真先生質疑応答



浜松医療センター内藤克美先生講演

【シンポジウムディスカッションテーマ】

I. 障がい者歯科に関すること

- ・全身麻酔下集中治療実績のある病院歯科の待機期間について
- ・全身麻酔下集中治療実績のない病院歯科への依頼に対する対応について

II. 口腔がんに関すること

- ・がん治療に BMA 使用予定・使用中患者の病院内連携および開業医への紹介について
- ・周術期口腔機能管理の開業医との連携について

III. BMA 投与の顎骨壊死について

- ・周術期口腔管理の医科の認識状況について
- ・骨修飾薬（BMA）投与（骨粗鬆症、腺癌等の骨転移予防）の顎骨壊死発症患者について病院歯科が一般開業医に期待するものについて
- ・骨粗鬆症の病院内連携と骨粗鬆症で BMA 使用予定・使用中患者の病院内連携および開業医への紹介について

IV. インプラントについて

- ・インプラント体埋入の概算費用について

V. 在宅歯科医療

- ・地域包括ケアシステムにおける退院時カンファレンスでの『地域連携口腔管理システム』への賛同、協力の見込みについて

VI. 摂食嚥下障害に関する事

VII. その他のこと

- ・HIV 患者の病院の対応と病院歯科の関わり及び開業医への紹介について

内容の要約

【目的】

浜松市の人口は減少傾向にあるが、障がい者手帳の交付者は増えている。また、自閉症などの障がい者が社会的に認知されるようになってきている。

障がい者の口腔や歯の健康を守るために、我々歯科医師が手を差し伸べる社会的ニーズが増えてきているのが現状である。

今回、本会がこれまでに行ってきた障がい者歯科保健医療活動状況について報告する。

【活動内容】

I：浜松市歯科医師会の活動

- 1) アンケート調査の実施
- 2) 基礎（学術）研修
 - ① 障がい者歯科研修
- 3) アドバンスド（臨床実地）研修
 - ① 障がい者歯科診療施設見学研修
 - ② 特殊歯科診療連携推進研修
- 4) 会員間の交流
 - ① 障がい者歯科協力歯科医院連携連絡会

II：施設における啓発活動

- 1) 障がい者施設歯科健診
- 2) 障がい者施設職員・学校職員等への健康教育
- 3) 障がい者歯科啓発用パンフレットの作成

III：対外的な取り組み、活動

- 1) 障がい者歯科連絡調整会議
- 2) 病診連携シンポジウムの開催

【まとめ】

- 1) アンケート調査を実施し、その結果を分析することにより、会員およびその診療所スタッフのニーズを把握し、医療介護連携も見据えた、的確な事業計画策定が可能となるように考え、実践してきた。
- 2) 今後、社会的ニーズや障がい者関係団体等の意見も参考にして、資質向上に資する研修体制の充実や人材育成を行っていく必要がある。

これからも、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がい者歯科医療に地道かつ継続的に取り組む姿勢をもって、寄り添っていく歯科医師会であるよう活動していきたい。

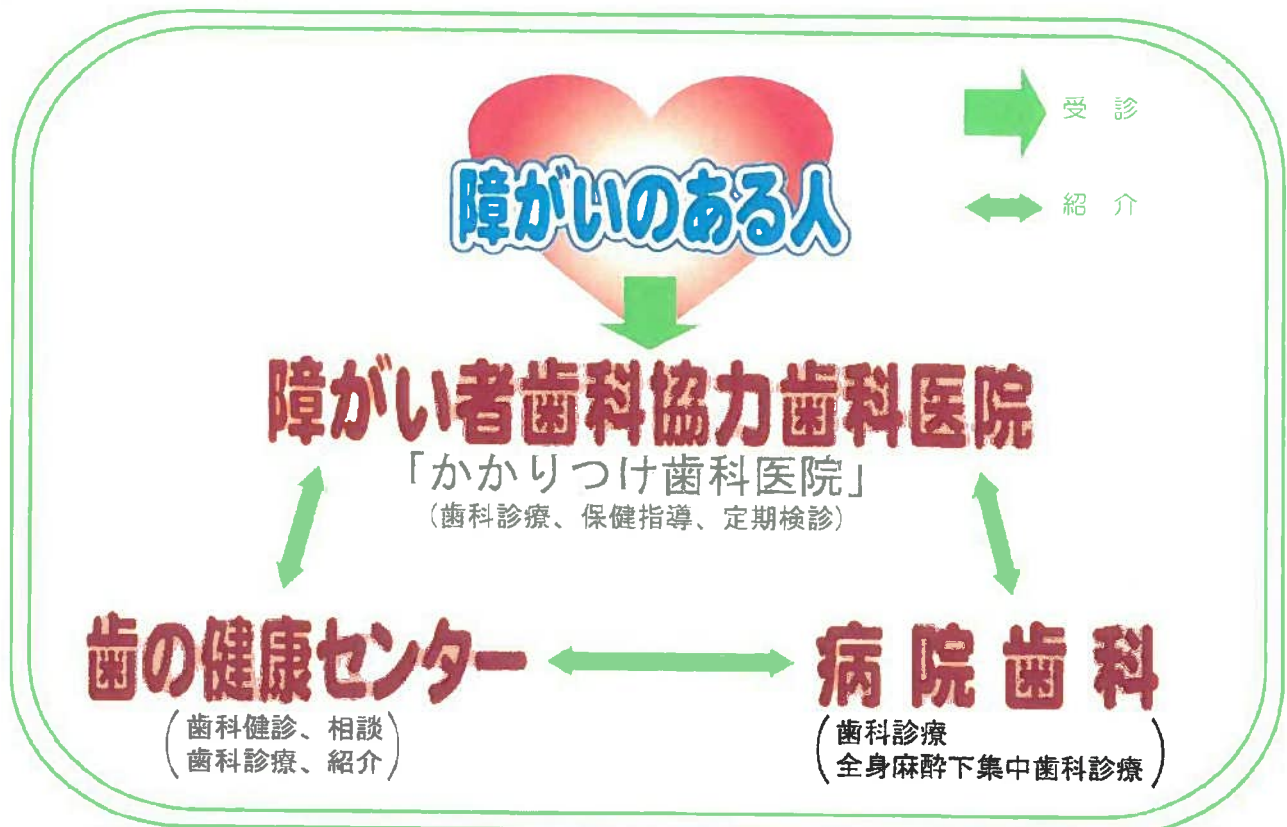
浜松市障がい者歯科保健医療システム

歯科診療でお困りの障がいのある人へ

浜松市では、浜松市歯科医師会、浜松医療センター等と協力して、障がいのある人がなるべく身近な歯科医療機関で歯科診療が受けられるように、障がい者歯科協力歯科医院を中心に歯科診療を進めていく「浜松市障がい者歯科保健医療システム」をつくっています。

障がい者歯科協力歯科医院は、歯の健康センター（浜松市口腔保健医療センター）や病院歯科（浜松医療センター等）と連携のとれる体制を整えています。この連携体制では、患者さんの状態に合わせて、それぞれが相互に紹介するなど、障がいのある人が安心して歯科受診できるようになっています。

障がいのある人で、かかりつけ歯科医院をお持ちでない人は、まずは、障がい者歯科協力歯科医院に受診されることをお勧めします。



*障がい者歯科協力歯科医院とは、障がいのある人の歯科診療（予防・治療を含む）に取り組み、治療終了後も定期的な受診をするように指導している歯科医院（裏面に一覧）をいいます。

*全身麻酔下集中歯科診療とは、障がいのある人が外来での歯科診療が困難な場合、医療機関から紹介を受け、全身麻酔下で集中的に歯科診療を行うことをいいます。

障がい者歯科診療等についての相談・問合せは歯の健康センターまで
（浜松市中区鴨江二丁目11-2 電話453-6129、FAX 453-3238）

浜松市障がい者歯科協力歯科医院一覧



中区

地区	歯科医療機関名	町名	電話	地区	歯科医療機関名	町名	電話	地区	歯科医療機関名	町名	電話
中央	金原歯科医院	尾張町	452-5908	豊橋	渡辺歯科口腔外科	佐鳴台五丁目	456-1585	豊橋	森一歯科医院	高井三丁目	474-2232
	歯科村尾医院	元城町	452-5554		柴木歯科医院	富塚町	472-2131		河合歯科医院	細島町	465-0018
	大庭歯科医院	中沢町	474-3141		森田歯科医院	富塚町	473-8241		森歯科名塚診療所	名塚町	463-4141
東	ひらが歯科クリニック	板屋町	489-3700	萩丘	大森歯科医院	葵西二丁目	430-5448	江東	やすぎデンタルクリニック	向宿一丁目	467-0933
	松下歯科医院	野口町	464-8055		ナガタ歯科医院	幸二丁目	471-8025		松龍堂歯科医院	海老塚町	452-7094
	鳥田歯科医院	船越町	461-6896		ふじわら歯科医院	高丘西二丁目	437-1084		中村歯科医院	神田町	444-1555
泉屋	龍口歯科医院	成子町	452-1696	萩丘	柳川歯科医院	高丘東三丁目	436-7565	江西	吉野歯科医院	神田町	442-4850
	小山歯科医院	佐鳴台一丁目	452-0520		藤野歯科医院	和合町	476-5011		齊田歯科医院	西浅田二丁目	442-1220
	松永歯科医院	佐鳴台三丁目	448-0077		橋本歯科医院	上島一丁目	474-2474				

東区

積志	彦坂歯科医院	有玉北町	433-3855	長上	いのち守歯科クリニック	半田町	435-1884	長上	タケ歯科医院	小池町	465-4618
	朝比奈歯科医院	有玉台二丁目	434-7171		茂野歯科	市野町	422-3700		ごとう歯科	豊町	432-1184
	金子歯科医院	有玉南町	471-1182		波谷デンタルオフィス	市野町	422-2333		ヤス歯科医院	篠ヶ瀬町	464-8990
	せりざわ歯科医院	中郡町	434-6535		大村歯科医院	上石田町	435-1861		鈴木歯科医院	宮竹町	464-7151

南区

新津芳川	はじめ歯科医院	新橋町	440-0770	芳川可美	たてべ歯科医院	本郷町	462-3210			
	えとう歯科	立野町	425-5700		鈴木歯科医院	若林町	448-1194			

西区

入野	寺田歯科	入野町	449-3500	伊佐見	才川歯科医院	伊左地町	486-2426	舞阪	Maizi子どもデンタルルーム	舞阪町舞阪	597-0330
	矢田歯科医院	大平台二丁目	484-0818		寺田歯科医院	伊左地町	482-3777		柴田歯科医院	雄踏町宇布見	592-1109
	マキタ歯科	大平台三丁目	482-0888		志村歯科小児歯科クリニック	大人見町	485-8401		竹山歯科医院	雄踏町宇布見	592-3710
篠原庄内	荒川歯科医院	馬郡町	592-0124	舞阪	山口歯科医院	神原町	485-7575	雄踏	わくだ歯科	雄踏一丁目	596-1182
	仲山歯科医院	平松町	487-2200		田村歯科医院	舞阪町舞阪	592-0140				
	神谷歯科医院	村櫛町	489-2112		本目歯科医院	舞阪町舞阪	592-0460				

北区

都田	しむら歯科医院	都田町	428-4371	三方原	ふじの木ファミリー歯科医院	三方原町	437-1020	引佐	足立歯科医院	引佐町	542-0035
	テクノ伊藤歯科	都田町	428-8211		むらかみ歯科クリニック	三方原町	414-5541		すぎ歯科クリニック	引佐町	543-1118
	新番	平松歯科医院	新藤田二丁目		428-2626	金子デンタルクリニック	根洗町		415-8211	長野歯科医院	引佐町
三方原	神沢歯科医院	大原町	438-3663	細江	太田歯科医院	細江町	523-2211	三ヶ日	太田歯科医院	三ヶ日町	525-0163
	山本歯科豊岡診療所	豊岡町	437-0118		鳥居歯科医院	細江町	522-0068		近藤歯科医院	三ヶ日町	525-0233
	若杉歯科医院	東三方町	438-3454		名倉歯科医院	細江町	522-1888		鈴木歯科医院	三ヶ日町	524-0234
	鎌田歯科医院	三方原町	436-2095		村上歯科医院	細江町	522-0111				
	清水歯科医院三方原診療所	三方原町	436-9026	引佐	朝比奈歯科医院	引佐町	544-0160				

浜北区

浜名	かわい歯科クリニック	内野	584-3355	北浜	きぶね歯科	貴布祿	585-3500	中瀬赤佐	たかだ歯科	中瀬	588-6601
	中野歯科医院	小松	586-1400		こいけ歯科・矯正歯科	貴布祿	584-1500		平野歯科医院	尾野	588-6868
	滝川歯科	豊地台一丁目	545-3778		氣賀歯科医院	沼	586-2860				
北浜	すざき歯科医院	油一色	586-1166		鈴木デンタルクリニック	横須賀	585-5575				

天竜区

天竜春野	芦沢歯科医院	二俣町	925-2850	安高水窪	平賀歯科医院	佐久間町	965-1310			
	浅倉歯科医院	春野町	989-0418		小澤歯科医院	水窪町	987-0123			